

令和8年6月愛荘町議会定例会会議録

令和8年6月10日（水）午前9時25分開議

議事日程（第3号）

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 承認第 2号 令和7年度愛荘町一般会計補正予算（第12号）の専決処分につき承認を求めることについて
- 日程第 3 承認第 3号 愛荘町税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて
- 日程第 4 承認第 4号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて
- 日程第 5 議案第25号 令和8年度愛荘町一般会計補正予算（第2号）

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第5

出席議員（12名）

1番 岡本 志穂美 君	2番 久山 幸代 君
3番 メンドーザ智子 君	4番 久保田 正利 君
5番 小菅 久宣 君	6番 中川 喜代和 君
7番 澤田 源宏 君	8番 村西 作雄 君
9番 村田 定 君	10番 瀧 すみ江 君
11番 竹中 秀夫 君	12番 河村 善一 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	有村国知 君	教 育 長	徳田 寿君
企 画 政 策 監 兼くらし安全環境課長事務取扱	羽田順行 君	総 務 政 策 監	生駒秀嘉 君
福 祉 政 策 監 兼健康推進課長事務取扱	木村美紀 君	産 業 政 策 監 兼商工観光課長事務取扱	水谷徹也 君
教 育 次 長 兼教育振興課長事務取扱	西川 傳和 君	経 営 戦 略 課 長 兼行革・DX推進室長	久保川瑞穂 君

契約管財担当課長	外川 孝司 君	公共施設最適配置推進室長	森野 直樹 君
税 務 課 長	藤澤 雅史 君	みらい創生課長	山本 拓也 君
人 権 政 策 課 長	藤野 知之 君	福 祉 課 長	田中 孝幸 君
子ども支援課長	増居 志穂 君	住 民 課 長	北岸 純子 君
農 林 振 興 課 長	楠 真二 君	建設・下水道課長	野々村直幸君
学校教育担当課長	西澤 仁志 君	生涯学習課長	清水 恵一 君
図 書 館 長	三浦 寛二 君		

事務局職員出席者

議会事務局長 陌 間 秀 介 書 記 伊 谷 一 真

開議 午前9時25分

◎開議の宣告

○議長（河村善一君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（河村善一君） 本日の議事日程は、配付のとおりです。

○議長（河村善一君） 日程第1 一般質問を行います。

昨日6月9日に引き続き、3名の一般質問を行います。

注意事項を申し上げます。5月11日全員協議会で申し上げた事項をタブレットの本会議6月定例会一般質問にも格納しておりますので、質問通告、再質問、質問回数については資料掲載のとおり進めます。特に答弁の疑義に関係なく追加質問されるような場合は取扱いできませんので、よろしくお願いいたします。

それでは、順次発言を許します。

◇ 瀧 すみ江君

○議長（河村善一君） 10番、瀧 すみ江君。

10番、瀧 すみ江君。

○10番（瀧 すみ江君） 10番、瀧 すみ江、一般質問を行います。5項目について一問一答で行います。

まずはじめに、町の観光拠点、るーぶる愛知川、湖東三山館あいしょう、中山道愛知川宿街道交流館について、5点質問します。

この観光拠点3施設を、観光協会が指定管理者として運営しています。湖東三山館あいしょう、中山道愛知川宿街道交流館の2施設については、5月11日の全員協議会で令和7年度の資料が出ていましたが、1点目に3施設における昨年度と今年度の運営状況について答弁を求めます。

○議長（河村善一君） 商工観光課長。

○産業政策監兼商工観光課長事務取扱（水谷徹也君） まず、るーぶる愛知川の昨年

度と今年度の運営状況についてですが、令和7年度の観光入込客数としては、令和6年度と比較した結果おおむね横ばいとなっており、令和8年4月と5月も前年度の両月と大きな変動はございません。

また、売上に関しましては、令和7年度は令和6年度と比較した結果、大きな変動はございませんが、令和8年4月と5月につきましては、出張販売や愛知川びん細工手まりの販売により、前年度の両月より約40%の増加といった状況でございます。

次に、湖東三山館あいしょうの昨年度と今年度の運営状況ですが、令和7年度の観光入込客数としては、前回指定管理を行っていた令和5年度と比較した結果約15%増加しており、令和8年4月と5月は前年度の両月より約5%の減少となっています。

また、売上に関しましては、令和7年度は令和5年度と比較した結果約10%の増加となっており、令和8年4月と5月は前年度の両月より約15%の増加といった状況です。

最後に、中山道愛知川宿街道交流館の昨年度と今年度の運営状況ですが、こちらも前回指定管理を行っていた令和5年度と比較した結果、来館者数は約35%の減少となっており、令和8年4月と5月は前年度の両月より約15%の増加となっています。

また、売上に関しましては、令和7年度は令和5年度と比較した結果、約15%の減少となっており、令和8年4月と5月は前年度の両月より約15%の増加といった状況でございます。

○議長（河村善一君） 10番、瀧君。

○10番（瀧 すみ江君） 今ほど答弁があった運営状況について再質問を行います。

令和7年度の入込客数については、過年度と比較して、る一ぶる愛知川が横ばい、湖東三山館あいしょうについては15%の増加、中山道愛知川宿街道交流館は35%の減少とのことでした。また同じく、令和7年度の売上げに関しては、多年度と比較して、る一ぶる愛知川が横ばい、湖東三山館あいしょうについては10%の増加、中山道愛知川宿街道交流館は15%の減少とのことでした。これらの数字を見て、中山道愛知川宿街道交流館だけが伸び悩んでいるように感じますが、その要因は何と考えておられますか。答弁を求めます。

○議長（河村善一君） 商工観光課長。

○産業政策監兼商工観光課長事務取扱（水谷徹也君） まず、中山道愛知川宿街道交流館の入込客数及び売上げに関し、考えられる要因を申し上げます。

まず、来館者数につきましては過年度に比べ約35%の減少となっておりますが、前回指定管理をお願いしておりました令和5年度は、5月の10日から6月30日まで写真展の日々彩を、10月の2日から22日まではひょうたん展示会を、また2月の10日から12日まで早春らん展を開催をしていましたが、令和7年度は早春らん展のみの開催でありました。こうした長期間の展示会が少なかったことが入込客数の伸び悩んだ要因の1つではないかと考えておりますので、今年度はぜひとも他の展示会も含め実施を頂きたい旨を観光協会に対しご相談をしているところでございます。

また、飲食提供施設であります66カフェにつきましても、令和7年度は令和5年度に比べ利用者が減少をしております。この要因の1つとしましては、令和5年度はコーヒーチケット制が導入されておりましたが、令和7年度は廃止をされたとのことでございます。まとめ買いのチケット制にすることでリピーターを確保することができますので、そうした工夫も非常に大事な取組ではないかと思っております。この件につきましては、現在、前向きに進めているというふうにお聞きをしております。

次に、売上に関しましても、過年度に比べ約15%の減少となっておりますけれども、特に体験交流、滞在施設に関して、令和5年度の際は前指定管理者によって町内、町外ともに利用料を徴収をされておりましたけれども、令和7年度より利用拡大を目指す理由から、交流体験施設は町民が無料、町外の方は1時間500円というふうに変更されました。そういったことが収入に影響した要因の1つではないかと考えているところでございます。

○議長（河村善一君） 10番、瀧君。

○10番（瀧 すみ江君） ありがとうございます。町民の負担が少ない施設ということで、利用しやすい施設を目指していただきたいと思います。

次に、湖東三山館あいしょうに時々行きますが、物販はにぎわいがありません。また、物販の土産など、地元の品物が多いとは言えず、愛荘らしさが感じられません。もっと地元の野菜、食品、酒なども置いてほしいと思いました。

2点目に、担当課が現場を見たときにどのような感想を持ったのかについて答弁を求めます。

○議長（河村善一君） 商工観光課長。

○産業政策監兼商工観光課長事務取扱（水谷徹也君） 観光拠点施設における観光振興や物販の活性化は、地域経済の発展にとって極めて重要な要素であると考えており、

当課におきましても日々その必要性を認識をしております。

現在、湖東三山館あいしょうについては、指定管理者である愛荘町観光協会において、施設の認知度向上に向けたイベントや特産品の販売、また飲食スペースにも力を入れながら運営いただいております。

その中でも、物販スペースは、近江上布商品、米、醤油、地元産のきくらげやしいたけ、文房具、66うどんなど、様々な土産物が陳列されており、6月からは地元の地酒も販売することで、徐々に愛荘町らしさを表現していただいている状況でございます。

議員御指摘の、地元野菜や食品、酒が少ないとの御指摘につきましては、やはり限られた販売スペースで運営されているといったこともあり、今後は館外での販売も検討していただく等、観光協会と協議しながら商品のラインナップの充実について意見交換をしてみたいと考えております。

やはり、観光地での買物は、訪れる方々にとってその地域の特色や魅力を感じられる重要な機会であり、そのためには地域の特産品や手づくりの工芸品など、多様な選択肢を提供することが求められます。

また、集客施策についても考慮する必要があるとあり、定期的なイベントやワークショップの開催、地域の野菜や食材を販売できるコーナーや、訪れる人々に新たな体験を提供すること等で、物販への関心を高めることができるのではないかと考えています。

そのほか、SNSやウェブサイトを通じた情報発信の強化も重要な手段であり、魅力的な商品や体験を広く発信することで、より多くの人々に来館を促すことにもつながります。

今後におきましては、これらの事柄について観光協会としっかり協議をしながら、本町における東の玄関口としてにぎわいあふれる施策展開を目指してまいります。

○議長（河村善一君） 10番、瀧君。

○10番（瀧 すみ江君） 今ほど答弁があった湖東三山館あいしょうの物販について再質問を行います。本当に前向きな答弁を頂いたんですけれども、やはり私の見た感想は、湖東三山館あいしょうの物販がもう少しにぎわいが足りないのではないかと思います。先ほどの答弁で、売上が過年度に比べ伸びたとのことですが、物販も伸びているということで良いのでしょうか。答弁を求めます。

○議長（河村善一君） 商工観光課長。

○産業政策監兼商工観光課長事務取扱（水谷徹也君） 湖東三山館あいしょうについて

では、飲食と物販の両方合わせた売上げで御答弁をさせていただいておりまして、それぞれで申し上げますと、飲食は大幅に伸びてはいるんですけれども、物販は過年度と比較して減額となっている状況でございます。以上でございます。

○議長（河村善一君） 10番、瀧君。

○10番（瀧 すみ江君） 先ほど答弁でもありましたとおり、6月から地元のお酒も販売が開始されたとのことですし、地元野菜も今後検討するとのことですので、そのようににぎわいに持って行っていただきますようよろしくお願いいたします。

次に3点目の質問ですけれども、中山道愛知川宿街道交流館について、滞在施設の宿泊は昨年秋より利用開始になったとのことですが、3点目にその利用状況について答弁を求めます。

○議長（河村善一君） 商工観光課長。

○産業政策監兼商工観光課長事務取扱（水谷徹也君） 体験交流・滞在施設の宿泊に関しましては、令和7年度から指定管理者が変更になったことに伴い、新たに旅館業に係る許認可に時間を要し、昨年の10月から運用を開始しております。宿泊に関しましては、昨年10月から令和8年5月末までの間で50名の利用があったところでございます。

今後は体験交流施設だけの利用ではなく、地域の観光を促進し、宿泊施設としての機能を幅広く周知することで、より多くの方に愛知川宿街道交流館の宿泊スペースを御利用いただけるよう、観光協会と調整してまいります。

○議長（河村善一君） 10番、瀧君。

○10番（瀧 すみ江君） 今ほど答弁がありました中山道愛知川宿街道交流館の宿泊について再質問を行います。宿泊に関しては、許可の関係で10月から開始とのこととは仕方ないことなんですけれども、あまり外に知れ渡っていないのではないかと思います。やはりせっかくいい施設なので、もっと周知する必要があると思いますが、どのように考えておられますか。答弁を求めます。

○議長（河村善一君） 商工観光課長。

○産業政策監兼商工観光課長事務取扱（水谷徹也君） 体験交流滞在施設の宿泊に関しましては、現在、観光協会のホームページや口コミが中心となっておりますとお聞きをしております。私どもも当施設の利用を更に促進いただきたく、現在、観光協会の担

当者には様々協議をさせていただいており、その中で協会からはさらなる外部への周知として、今後は施設のチラシを作成し各イベントでお配りをさせていただいたり、インスタ、SNSでの発信、また旅行会社への直接的なアプローチを考えていくとのことでございますので、今後広く当施設をPRいただけるよう協議を重ねてまいりたいと、このように考えております。以上でございます。

○議長（河村善一君） 10番、瀧君。

○10番（瀧 すみ江君） 4点目に、3施設の指定管理者である観光協会との意見交換や協議、報告などは常にできているのかについて、答弁を求めます。

また、町内外の方からの3施設についての御意見などが担当課に寄せられていれば、その内容についても答弁を求めます。

○議長（河村善一君） 商工観光課長。

○産業政策監兼商工観光課長事務取扱（水谷徹也君） 一ふる愛知川、湖東三山館あいしょう、中山道愛知川宿街道交流館の各施設におきましては、毎月、観光協会と打合せを行っており、その中で施設の運営状況や問題点等について意見交換を実施をしています。

また、3施設における町内外からの御意見に関しましては、現在、指定管理者において各施設に意見箱を設置させていただいており、利用者の声を収集した上で、当課に報告を頂いております。

意見箱の内容につきましては、食事やトイレの評価、またギャラリー展示等に関する意見が見受けられることから、利用者の声を反映させた施設運営に努めていただくよう、観光協会と調整をしているところでございます。

○議長（河村善一君） 10番、瀧君。

○10番（瀧 すみ江君） ありがとうございます。来館者に対し感想を意見箱で求めておられるとのことですが、それはお越しになられた方の意見を聞くにはいい手段であると思います。紙だけではなく今後は電子でも意見を聞けるよう工夫していただきたいことを申し上げておきまして、次の質問に移ります。

町の観光発展につなげるために、観光拠点3施設とゆめまちテラスえちや図書館・びんてまり館と結んでの連携も必要かと考えます。県は今年度より観光に焦点を絞った施策を打ち出しました。

5点目として、町の観光発展に必要なこと、また観光拠点3施設に望むことについて

ての町長の考えについて答弁を求めます。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） 町の観光発展に必要な要素として、まずは観光資源の魅力を最大限に引き出すことが重要であり、町の自然環境、文化遺産、食文化など、地域ならではの特色を生かして、訪れる観光客に感動や新たな体験を提供することが不可欠です。

また、地域住民の積極的な参加と協力を促進することも大変重要な取組であり、町民の方々が観光発展に関心を持ち、自らの地域を誇りに思い、観光客に対して温かく迎え入れる姿勢を持っていただくことで、観光地のイメージ向上にも寄与できるのではないかと考えております。

さらには、観光に関する情報発信の強化として、SNSやウェブサイトを通じて観光資源や地域イベントの情報を積極的に発信することで、多くの方々に本町の魅力を伝えることが可能となり、今後もあらゆるイベントにおいて様々な情報を提供していくことが肝要です。こうした取組が町の観光発展を促進し、観光客の増加を実現することにつながるのではないかと考えているところです。

次に、観光拠点3施設に望むことに関しましては、特に指定管理者である観光協会様には大いに民の力を生かして、地域の観光資源の連携、開発、発信に関し、本町の自然環境や歴史文化を生かした観光商品や体験プログラムの創出、ストーリーやテーマに共感性をお感じいただける巻き込み力の高い企画、運営を通じて、町の魅力を世に広げ、また愛荘町ファンをつくっていただけることを期待しております。

加えて、観光のプロモーション活動の強化、具体的には中山道愛知川宿街道交流館及び一ぶる愛知川には情報発信施設として、観光スポットだけでなく地域の歴史、文化、グルメ、イベント情報の包括的な情報発信や観光客の町内回遊性の向上に向けた取組を実施いただくことで、より多くの観光客を呼び込むことが可能になるのではないかと考えております。

そして、湖東三山館あいしょうには、さらなる観光イベントの強化や地元特産品の販売等、施設の認知度向上とにぎわいある観光施設として、引き続き施設管理運営をお願いできればと考えているところです。

○議長（河村善一君） 10番、瀧君。

○10番（瀧 すみ江君） 今ほど答弁がありました町長の考えで、主に民の力を生

かしてというところについて再質問を行います。観光客を呼び込むために地域住民を巻き込むことは、地域の観光資源において非常に重要な要素であると思います。地域の住民が観光活動に積極的に参加することで、観光地の魅力が更に高まり、観光客にとってもより魅力的な訪問先になると思います。とても力強い答弁であったと思うんですけども、これについて町長自身、どのような取組が大事であると思われるでしょうか。御答弁をお願いいたします。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） ありがとうございます。取組ということで、具体としまして、町内でいろんな行事、イベント等々を観光協会様、またそれぞれの団体様が実施をしてくださっています。大変ありがたいことに、いろいろSNSとかチラシ等々で発信を頂いております。けれども、町内の方々が積極的にそこに足を運んでいただいているかというところ、ちょっと輪の広がりというところがまだまだもっと伸びていけるんじゃないのかなというふうに感じるところはございます。この背景として、また最も大事なところかもしれませんが、私ども、特に教育部門、部局も本当に力を入れてくれておりますけれども、子どもたちの郷土教育というところ、私たちのこの愛荘町が持っている宝ということを幼い頃からしっかりと感じていくこの歴史のつながりということ、自分たちの暮らしの中の大事な宝だと認識していくという点が大事でございますので、これからも町内の子ども街道ということ、これは毎年応募いただいて、町内のそれぞれの文化また歴史拠点ということを彼らが発信をしていっていただいておりますけれども、そのようなことということを地道につなげていくということが大変肝要だとも思っております。以上でございます。

○議長（河村善一君） 10番、瀧君。

○10番（瀧 すみ江君） ありがとうございます。やはりこれからの将来を担っていく子どもさんを大事にということで、その成長を考えて、そして子どもさんが町内の歴史や、そしてその町内にある大切なもの、そして魅力などを分かって発信していけたらということで、本当にそうやっていけたら嬉しいなと思います。そういうことで次の質問に移ります。

次に、愛荘町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画について7点質問します。愛荘町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画は、以後、計画と呼ばさせていただきます。

第9期計画の期限は今年度が最終年度になり、今後、第10期計画策定委員会で本格的な議論に集中していきます。これからの超高齢化時代に適した計画にしていくのかどうかがかかった大切な策定であると考えます。第10期計画の策定を行うに当たり、第9期計画がどのように実行されてきたのか検証することが必要です。

1点目に、第9期計画に第8期指標検証結果がありますが、現時点の第9期計画の検証結果について答弁を求めます。

○議長（河村善一君） 福祉課長。

○福祉課長（田中孝幸君） お答え申し上げます。第9期計画の進捗につきましては、一人ひとりに目が行き届く地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて取り組んでいます。検証については、介護保険運営協議会において、委員の皆様の様々な視点で評価いただいているとともに、御意見を頂戴しているところです。

次回7月に開催します運営協議会において計画の最終年度の検証を行います。8期計画からのコロナ禍の影響による閉じこもりや体力の低下、孤独感への対策が改めて重要であるということを認識しております。

○議長（河村善一君） 10番、瀧君。

○10番（瀧 すみ江君） 計画では、3年間の介護保険サービスの利用の見込みから必要な介護保険事業費を算出します。この時点の数値は全て3年間の予測でしかなく、策定年度の3年間には予測のつかないことが起こります。その1つに国の法律改正もあると考えます。

2点目に、第9期計画年度中に計画策定時には想定しなかった法の改正があったとしたら、その内容と介護保険事業費に及ぼした影響について答弁を求めます。

○議長（河村善一君） 福祉課長。

○福祉課長（田中孝幸君） 物価高騰等の社会情勢への変化に対応していくため、国としまして大きく3点の法改正がなされました。

1つ目としまして、令和7年度税制改正による最低保証金額を55万円から65万円に引き上げられた給与所得控除の見直しです。このことにより、第9期計画中の保険料収入の変動を避けるため、令和8年度の保険料算定に限り所得判定上の特例措置を設け対応したものでございます。

2つ目としましては、令和7年度の年金額の改定による令和7年中の老齢基礎年金支給額の変更で、第1段階と第2段階、また第4段階と第5段階の基準を見直すこと

となりました。

3つ目としましては、令和8年度の介護報酬改定です。計画期間中の本改定につきましては、どこの自治体も見込んでおりませんでしたので、改定増額分の金額を国費により対応することとしております。

以上3点が第9期計画中における主な法改正であり、給付費が大きく影響するものはありません。

○議長（河村善一君） 10番、瀧君。

○10番（瀧 すみ江君） このような法律、本当に予想しなかったものが出てくる等も3年間の中では出てくるとは思いますけど、給付費には影響がなかったということです。ですので、それはいいことだと思います。

それでは3点目に、第10期計画策定において高齢者の立場に立った超高齢化時代に適した計画策定を求めるところですが、どのような方針を考えているのかについて答弁を求めます。

○議長（河村善一君） 福祉課長。

○福祉課長（田中孝幸君） 人口減少の進展に加え、団塊の世代の方が全て75歳以上となりました現在、認知症の数や85歳以上の人口ピークを見越して、2040年を見据え、高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って自分らしく最期まで住み続けられるまちづくりを進めたいと考えております。

特に、これまでの地域包括ケアの推進や地域共生社会の実現に向けた取組を継承しつつ、高齢者の孤立、孤独対策や認知症への早期対応、見守り体制のさらなる充実、介護予防や高齢者の就労機会の確保、生きがいの強化など、時代の変化に応じた施策を展開していくことが重要であると認識しております。

そのため、計画策定委員の皆様との協議を重ね、高齢者の状況やニーズ、取り巻く環境、サービス提供量や体制など、愛荘町の特徴を捉え、中長期的視点で第10計画を策定したいと考えております。

○議長（河村善一君） 10番、瀧君。

○10番（瀧 すみ江君） 本当に介護保険の策定委員会、これから本格的に議論が進んでくるものと思いますので、行政として高齢者のことを考えた適切な提案をされ、それについての委員の皆様のお意見を頂戴して、よりよい計画にしていきたいと思っております。

では、次に４点目です。４点目に、第１０期計画策定における国の基本的な考え方について答弁を求めます。

○議長（河村善一君） 福祉課長。

○福祉課長（田中孝幸君） 第１０期計画の策定に当たり、国の基本的な考え方、方向性につきまして、現在、情報がある部分につきましてお答え申し上げます。３点ございます。

１つ目は、地域特性に応じたサービス提供体制の構築です。介護サービス提供体制を中山間・人口減少地域、大都市部、一般市の３種類に分け、地域のニーズに応じた対応が求められております。

２つ目としましては、人材確保、生産性の向上、経営支援など、介護サービス提供事業者の持続可能な運営への考え方が示されております。

また、３つ目は、地域包括ケアシステムの深化、医療介護の連携に関する内容で、特に身寄りのない高齢者への支援や、認知症高齢者などに対する地域におけるインフォーマルな支援の推進です。認知症施策推進基本計画の閣議決定を受け、国の新しい認知症観の普及、当事者の声を踏まえた各種施策の推進が重要とされております。

○議長（河村善一君） １０番、瀧君。

○１０番（瀧 すみ江君） 今ほど答弁がありました介護サービス提供地域について再質問を行います。地域特性に応じたサービス提供体制の構築ということで、介護サービス提供地域を中山間・人口減少地域、大都市部、一般市の３種類に国が分けられ、地域のニーズに応じた対応ということを求められているということでした。愛荘町はこの今、答弁がありました３種類の中で、どういう位置づけになると考えられるのかについて答弁を求めます。

○議長（河村善一君） 福祉課長。

○福祉課長（田中孝幸君） お答え申し上げます。この国の考え方というのは、自治体ごとに異なる介護ニーズの状況や人材確保の難易度、また人口動態は地域によって大きく異なる現状を踏まえ、画一的な制度運用ではなくて地域の特性に応じた地域適正のサービス提供体制の構築を進めていくという考えのもとで進められております。今ほども申しました中山間・人口減少地域という部分の区分けにつきましては、既にサービスの需要が減少局面に入っており、基盤確保が課題となっておるという地域を今、想定されております。また、大都市部につきましてはサービス供給が２０４０年

以降も増加し続ける、介護人材等がまだ今後も必要なところであるというところを想定したもので、また一般市等につきましては、当面は需用が増加するものの、やがて減少に転じていくというところを想定した地域の３つに分かれておられます。

御質問の愛荘町の分類という部分につきましては、今現在の状況は今ほども申し上げました一般市の部類に入るのじゃないかなというところで計画を進めたいと考えております。

○議長（河村善一君） １０番、瀧君。

○１０番（瀧 すみ江君） ５点目には、つながり居場所事業についてです。今年度で２年目となり、令和９年度で国の事業は終了することになっていますが、令和７年３月１８日に開かれた全員協議会で、事業終了後には健康づくり教室や居場所の取組を地域で積極的に実施、健康教室事業を介護特会の一般介護予防事業で実施することを明らかにしています。事業終了後の新しい形態になる令和１０年度は第１０期計画の２年目になるので、第１０期計画にこのことを具体的にしっかりと明記することを求めますが、これに対する答弁を求めます。

○議長（河村善一君） 福祉課長。

○福祉課長（田中孝幸君） つながり居場所事業につきましては、現在、国の地方創生戦略交付金を活用し、介護予防に加え、１８歳以上を対象とした多世代のつながりを創出することを目的に事業を展開しております。この事業の前身である健康元気もりもり教室をはじめ、地方創生事業として実施してきました介護予防事業は、開始から１０年が経過しております。

その成果としましては、町の介護認定者数が国や全国と比較して低い値で経過しており、介護保険利用者の多くが８５歳以上であり、元気な高齢者の増加につながっていると事業評価をしております。

そのため、議員御指摘のとおり、本事業を第１０期計画に明記し、介護保険特別会計の介護予防事業として位置づけ、さらなる効果的な事業実施に努めていきたいと考えています。

○議長（河村善一君） １０番、瀧君。

○１０番（瀧 すみ江君） つながり居場所事業が前事業に引き続き実施され、それまで利用していた高齢者の方々の喜びの声を多くお聞きしています。このような事業を継続していくことが高齢者の介護予防につながることを答弁もしていただきました

けれども、本当に私自身も実感しているところです。本当にまた計画にそのようなことを乗せていただけたということで答弁も頂いてますので、ぜひよろしくお願いいたします。

それでは次の質問に移ります。計画年度中3年間の介護保険のサービス等の量の見込みから、必要な介護保険事業を算出し、それを基にした計算式から介護保険料を計算します。第9期計画では、保険料抑制要因で介護保険準備基金5,600万円を取り崩すことになっていましたが、この2年間にそのような大きな金額の取崩しはありませんでした。令和6年度は取崩しはなく積立てが1,924万5,000円、令和7年度は416万円の取崩しと、4,234万3,000円の積立てがされており、令和7年度末の残高は1億4,348万9,000円と、令和5年度末残高の8,231万8,000円より、2年間で6,117万1,000円も基金は増加しています。第9期計画に明記されているように、令和5年度末残高の8,231万8,000円から3年間で5,600万円を取り崩せば2,631万8,000円の残高になるはずなのに、ここから言えば令和7年度末の時点で1億1,717万1,000円の余剰が生まれています。ここにも予測に反した現実があります。このことは、第9期計画で決定した介護保険料が高過ぎた、被保険者からもらいすぎたという事態になっていると考えます。

6点目に、第9期計画と現実にはこのような差異が生まれたことに対する検証結果を求めます。

○議長（河村善一君） 福祉課長。

○福祉課長（田中孝幸君） 第9期計画における介護保険準備基金の積立金の差異につきましては、介護給付費の中の施設給付費の減少が大きく、令和6年度の計画値5億399万4,000円に対し、実績としまして4億6,255万7,000円で、約4,000万円を下回る結果となりました。その原因につきましては、施設入所者の減少が影響しております。

また一方で、介護予防給付につきましては計画値を上回る給付で推移しています。このことは、介護保険制度が身近で使いやすい町であり、より早い段階から介護保険制度を利用することで重症化予防につながっておると考えています。

また、先ほども答弁させていただきましたが、継続的に実施してきました介護予防教室の成果として、町の介護認定者数が低い値で推移していること、また元気な高齢者が増加していることが計画値との差異であると検証しているものでございます。

○議長（河村善一君） 10番、瀧君。

○10番（瀧 すみ江君） 検証の結果ということ答弁をお聞きいたしまして、施設入所の方の減少とか介護予防が前進した、進められていたと、そういうようなことで良い傾向なのかなと思いますので、これをまたこれだけの介護保険準備基金があるわけですから、そこをまた被保険者のほうに還元していただきたいということを申し上げておきます。

それではこの介護保険の計画について最後の質問になりますけれども、7点目に、これ以上の被保険者の負担増につながらないために第10期計画における介護保険料を軽減することを求めますので、答弁を求めます。

○議長（河村善一君） 福祉課長。

○福祉課長（田中孝幸君） 第10期計画において、国の基本的な考えを踏まえながら、愛荘町ならではの高齢者のための施策を取り込み、高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って自分らしく最期まで住み続けられるまちづくりを進めていきます。その上で、介護保険料の算定についても、十分、策定委員の皆様と議論を重ね、5年後、10年後も見据えた中長期的な計画となるよう考えていきます。また、介護保険準備基金の取崩しによる保険料の減額また増額の抑制についても、保険料の乱高下を招かないよう十分精査して実施していきたいと考えております。

○議長（河村善一君） 10番、瀧君。

○10番（瀧 すみ江君） 本当にこれに第10期の保険料の決定などについてはまだまだこれからことになりますので、これを含めた第10期計画策定に当たっては、高齢者の介護予防や必要な介護を受けられる体制、また負担軽減に含めた介護保険料など高齢者に優しい計画を策定されることを要望し、その次の質問に移りたいと思います。

次に、自転車運転時のルール啓発について2点質問します。

4月1日から自転車の青切符制度が導入され、反則金を納付することになりました。自転車の重大な交通違反は、信号無視、一時不停止、ながらスマホなど113種類に及び、対象年齢は16歳以上です。その中でも悪質な飲酒運転などの違反は引き続き赤切符（刑事罰）となります。

警視庁のまとめによると、令和7年の自転車関連事故は全国で6万7,470件で、全交通事故の23.5%を占めています。自転車乗用中の死亡・重傷事故のうち約4分

の3は自転車側にも法令違反があります。自転車も車両の仲間です。このような自転車事故を防ぐために青切符制度が導入されました。多くの方々が自転車に乗っています。高齢者も多いですが、青切符制度を含めた自転車運転のルールを改めて知ってもらうことが安全運転につながると考えます。

1点目に、安全運転のために青切符制度を含めた自転車運転のルールを警察と協力して啓発することを求めますので、答弁を求めます。

○議長（河村善一君） 暮らし安全環境課長。

○企画政策監兼暮らし安全環境課長事務取扱（羽田順行君） 令和8年4月1日から、自転車を安全に運転いただくための新しい制度が導入されました。それが青切符制度です。町民の皆様への啓発につきましては、3月6日配布の自治会回覧と町ホームページで掲載し、周知を図っています。

また、毎年、交通安全週間や、定期的に街頭や中学校、愛知高等学校の昇降口等で、警察署と連携し交通安全啓発を実施しています。その中でも、今後は自転車運転のルール啓発について、どのような内容が違反行為に該当するかなど、チラシ配布等により更に理解を深めていただき自転車の安全運転に心がけていただくよう、啓発活動に取り組んでまいります。

○議長（河村善一君） 10番、瀧君。

○10番（瀧 すみ江君） 16歳未満の子どもには罰金は科せられませんが、ルールについては遵守する必要があります。

2点目に、小学校や中学校の教育現場での自転車運転時の指導について答弁を求めます。

○議長（河村善一君） 学校教育担当課長。

○学校教育担当課長（西澤仁志君） 議員御指摘のとおり、自転車は多くの児童生徒や地域住民が日常的に利用する身近な交通手段であり、交通ルールの遵守と安全意識の向上は大変重要であると認識しております。

本町では、これまでも各小中学校において警察署等と連携した交通安全教室を実施し、自転車の安全な利用について指導を行ってまいりました。また、昨年度2月の校園長研修会では東近江警察署員を講師として招き、自転車の青切符制度を含む道路交通法改正の内容や自転車利用時の交通安全指導の在り方について研修を実施し、児童生徒への指導の充実に向け、まずは校園長が共通理解を図ったところです。

今年度は、その内容を踏まえ、各校園において交通安全教育の充実を図り、信号遵守や一時停止、スマートフォン等のながら運転の危険性など、自転車利用時の基本的なルールやマナーについて、発達段階に応じた継続的な指導に努めてまいります。併せて、自分の命は自分で守るという意識を基盤に、生きる主体としての命の教育を推進し、交通安全教育におきましても、自他の命や人権を尊重しながら、社会の中で互いに安全で豊かにつながり適切に行動できる力を育んでまいります。

○議長（河村善一君） 10番、瀧君。

○10番（瀧 すみ江君） 滋賀県警によりますと、4月末時点で自転車に関する事故が県内で141件発生、そして5月、自転車に対する指導を警察が行われた件数は670件で、青切符による検挙件数は2件ということです。役場や各校園の自転車の安全運転に対する取組を引き続き行っていただき、大人も子どもも安全に自転車に乗り、事故がなくなることを願ひまして次に移らせていただきます。

それでは次に、ナフサ危機について3点質問します。中東情勢の悪化で、石油製品ナフサを巡る供給不足が問題になっています。ガソリンなどと同様、原油から精製されるナフサは、エチレンやプロピレンといった基礎化学品に分解され、そこから食品トレーやごみ袋、衣類、塗料など、生活必需品の原料が作られます。現在、ナフサ由来製品の不足と値上げが相次ぎ、産業や家計への広範な影響が懸念されています。ナフサは、原油を沸点の違いを利用して蒸留し、ガソリンや軽油、重油などとともに生み出されます。さらに800度以上に熱して基礎化学品に分解され、化学反応によってプラスチックや化学繊維、ゴム、塗料、接着剤の原料へと姿を変えます。

日本はナフサの約4割を中東から輸入し国内精製分が約4割ですが、その基となるのは中東に輸入を依存する原油です。そのため、中東情勢の悪化でホルムズ海峡が事実上封鎖されると供給不安が一気に高まりました。医療、食料、農業、漁業、交通、物流、建設、印刷、出版等、あらゆる分野に影響が出ています。全員協議会で、公共施設の工事では塗料不足の報告をお聞きしました。他自治体では、ごみ指定袋の不足なども懸念されています。

1点目に、行政全般におけるナフサ危機の影響を受けていると思われる状況について答弁を求めます。

○議長（河村善一君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長兼行革・DX推進室長（久保川瑞穂君） ナフサとは、石油精製や化

学工業の原料として広く使用されている重要な資源でございます。

現在の日本国内においては、報道でもありますように、ナフサの供給は安定しているものの、世界的な需要の急増や輸入依存の状況、さらには投機的な市場動向が影響し、価格の変動が生じやすい状況にあります。

このような中で、一部企業による買占め報道がなされていることは、実際の需給バランスをゆがめる要因として懸念されているところです。

さて、当町における行政全般におけるナフサ危機の影響については、直接的な影響は現在のところ聞き及んでおりませんが、価格の高騰など間接的な影響はあると認識しております。

○議長（河村善一君） 10番、瀧君。

○10番（瀧 すみ江君） 今ほど答弁があった行政の状況について再質問を行います。先ほど答弁では、行政全般におけるナフサ危機の影響については直接的な影響は現在のところ聞き及んではないということでした。近隣の市では、ゴミ袋が買えないという理由から代用のゴミ袋で回収される対応を取られています。愛荘町でも、防災行政無線でゴミ袋の購入について、過度の購入は控え必要な分を購入いただくようお願いされていますが、現状、ゴミ袋の製造への影響や購入できない場合が起こるのか、答弁を求めます。

○議長（河村善一君） 暮らし安全環境課長。

○企画政策監兼暮らし安全環境課長事務取扱（羽田順行君） 現在、愛荘町では、町ホームページや防災行政無線で、ゴミ袋の過度の購入を控え必要な分のみを購入いただきますよう御理解と御協力をお願いしています。なお、現在、住民の方から、ゴミ袋を買えないという問合せはございません。

御心配のナフサ不足による当町のゴミ袋の製造には影響なく、例年と同程度の在庫確保や製造、供給体制が構築できております。例年の販売実績から考えると、今後も安定してゴミ袋を購入していただくことが可能です。ただし、議員御指摘の近隣の状況に感化され、ごく最近におきまして必要以上の購入や買いだめされる方が増えてきており、5月までの販売量は例年以上となっています。そのため、今後もこのペースで購入いただきますと在庫不足となることから、住民の皆様へ販売店を通じて購入制限や購入を控えていただくようお願いする場合にもなってきます。なお、当町が処分場に持ち込む可燃ごみの量は、例年と比べほとんど同じ量であり、特に今年が多いわ

けでは全くありません。そのため、住民の皆様には、ぜひともこの機会にごみ袋を必要枚数のみ購入いただく、併せてごみ減量にも一人ひとりが努めていただくことを切にお願い申し上げます。

○議長（河村善一君） 10番、瀧君。

○10番（瀧 すみ江君） それでは2点目に、町内で把握されているナフサ危機の影響を受けていると思われる状況について答弁を求めます。それによって営業と暮らしが脅かされている状況はないのかどうかについても答弁を求めます。

○議長（河村善一君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長兼行革・DX推進室長（久保川瑞穂君） 現在、国においては、ナフサ危機に対し安定的な供給体制の確保、国際的な連携強化、さらには代替原料の開発によるリスクヘッジなど、多岐にわたり対応をされているところです。

また、特定企業による買占め等の不当な行為に対しても警戒を強化されていると認識しており、国に対しましてナフサの安定供給を確保するための対策を引き続き進めていただくようお願いするものです。

なお、現在、町民の皆様、町内企業、事業所等で、ナフサ危機による相談等を直接お受けしていることはございません。

○議長（河村善一君） 10番、瀧君。

○10番（瀧 すみ江君） 今議会開会日の提案趣旨説明の中でも町長はこの問題に触れ、町は国・県の動向を注視し経済対策を進めますとの発言がありました。

3点目に、町民の安全・安心を守るための対策について答弁を求めます。

○議長（河村善一君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長兼行革・DX推進室長（久保川瑞穂君） ナフサ危機は、我が国の様々な産業に影響を及ぼす国家的な課題であると捉えています。

本町といたしましては、町民の安全・安心を守るため、今後の国の動向を注視し、国や県と緊密に連携を図りながら、情報の変化に対して的確かつ迅速に対応してまいりたいと考えております。

○議長（河村善一君） 10番、瀧君。

○10番（瀧 すみ江君） 町内のお菓子屋さんにパッケージが入ってこないということをお聞きしました。このような町民の状況をつぶさに把握していただき、寄り添った対応をお願いしまして、次の質問に移ります。

最後に、ごみ問題について3点質問します。

彦愛犬広域行政組合で建設すると言っている新ごみ処理施設の具体的な内容はまだ示されていませんが、焼却から資源化、循環型へという流れを視野に入れ、ごみ処理施設建て替え問題を検討すべきです。

2001年度施行の循環型社会形成推進基本法は、ごみ問題を環境・資源問題として捉えました。また、2021年に制定されたプラスチック資源循環促進法では、プラスチック類は焼却から資源化へ、ごみ焼却によるエネルギー回収はリサイクルとは言わないなど、ごみ行政に関する方針の大転換を打ち出しました。

近年、温暖化による気候変動によって、大雨、豪雪、酷暑、乾燥化、強風による大火災などが日本でも頻繁に発生しています。この温暖化の原因であるCO₂排出削減は、地球規模の人類共通の課題となっています。ごみ減量化をしてごみ焼却によるCO₂を削減することは、環境汚染対策、地球規模の温暖化対策によって欠かすことができない喫緊の課題です。ごみ減量化はごみ処理費の軽減にもつながり、住民の負担を減らすこともできます。

令和4年度から令和13年度までの10年間を計画期間とする彦根愛知犬上地域一般廃棄物処理基本計画では、減量目標として令和13年度に令和元年実績値から15%の減量を掲げています。行政もそれを念頭に、チャレンジ家庭ごみ15%減量化作戦、段ボールコンポスト教室、フードドライブなど、町民に対するごみ減量化の啓発をしてきました。ごみを出す住民の意識を変えることによって住民のごみの出し方も丁寧になり、分別、減量、資源化が円滑に進み、ごみの安全で効率的な収集運搬につながります。

1点目に、今年度の町民に対するごみ減量化啓発の計画について答弁を求めます。

○議長（河村善一君） 暮らし安全環境課長。

○企画政策監兼暮らし安全環境課長事務取扱（羽田順行君） ごみの減量化は、限りある資源の有効活用や環境負荷の低減、処理費用の抑制を図る上で重要な課題であると認識しています。

町では、家庭ごみの減量化として、昨年度同様に生ごみの水切り、食品ロスの削減、ごみの分別、堆肥化の4つの取組をはじめ、資源化できるペットボトルや缶、瓶、紙類は分別を徹底いただくよう啓発に取り組んでいます。

また、昨年度と同様に、可燃ごみを減量するため、フードドライブや段ボールコン

ポスト講座、地域や学校における環境学習や出前講座などを通じ、住民の皆さんの意識向上に努めてまいります。

啓発計画としまして、特に食品ロス削減や生ごみ減量に重点を置き、分別の徹底や資源化の促進に向けた分かりやすい情報提供を進めてまいります。引き続き、住民の皆様、事業者、行政が一体となつてごみ減量化を推進し、持続可能な循環型社会の実現に取り組んでまいります。

○議長（河村善一君） 10番、瀧君。

○10番（瀧 すみ江君） 3Rは、リデュース（減量）、リユース（再利用）、リサイクル（資源化）ですが、2点目に、行政が取り組んでいる3Rの事業について答弁を求めます。また、15%の減量目標達成に向けての今後の対策についても答弁を求めます。

○議長（河村善一君） 暮らし安全環境課長。

○企画政策監兼暮らし安全環境課長事務取扱（羽田順行君） ごみの減量化は、循環型社会の形成を進める上で重要な課題であり、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再資源化）の3Rを基本方針として、各種事業に取り組んできました。リデュース、リユースの取組として、昨年度、町制20周年記念事業の一環としてエコ・フードフェスタあいしょうを開催しました。このイベントでは、ごみの分別やマイバッグの持参など、環境について楽しく学んでいただくプログラムを企画し、住民の皆様が自発的かつ楽しみながらごみ減量に参画できる機会を設けることができました。次にリサイクルの取組としては、令和6年度から段ボールコンポスト教室を開催し、そこで作られた堆肥の有効な使い道となる野菜づくり講習会を併せて実施しました。これらの事業に延べ300名を超える多くの住民の皆様に参加いただき、減量意識の広がりを実感しました。

こうした取組を継続するとともに、新たな啓発方法なども今後検討を行い、住民の皆様一人ひとりが負担感なく前向きに取り組んでいただくよう、ごみ15%減量化の目標に向けて引き続き着実に取り組んでまいります。

○議長（河村善一君） 10番、瀧君。

○10番（瀧 すみ江君） ぜひよろしくお願いします。

彦根愛知犬上地域一般廃棄物処理基本計画では、1市4町の首長会において、近隣、国内において脱炭素やプラスチック資源循環促進の動きがある中で、分別、資源化を

目指していくべきではないかとの考えから、令和11年度から容器包装プラスチックと硬質プラスチックのプラスチック類は分別、資源化していくという方針が示されていますが、実行されればごみの分別、減量化は大きく進み、カーボンニュートラルにも貢献できると考えます。

3点目に、この方針の実効性について答弁を求めます。

○議長（河村善一君） 暮らし安全環境課長。

○企画政策監兼暮らし安全環境課長事務取扱（羽田順行君） プラスチック類の分別、資源化につきましては、国のプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の趣旨を踏まえ、資源循環の推進に向けた重要な取組であると認識しております。

一方で、分別周知や収集運搬体制の構築、再資源化ルートの確保、住民負担への配慮など、実施に当たって整理すべき課題もございます。

なお、新ごみ処理施設につきましては、彦根愛知犬上広域行政組合において、令和17年度の供用開始を目標として検討、協議が進められているところであります。

プラスチック類の分別、資源化につきましては、国の動向や構成市町の取組状況等を踏まえながら、彦根愛知犬上広域行政組合における新ごみ処理施設の供用開始も見据え、その実効性について関係機関と協議してまいります。

○議長（河村善一君） 10番、瀧君。

○10番（瀧 すみ江君） これからのごみ行政の課題は、分別、減量化以外にはありません。紙類や生ごみ、紙おむつを別回収してリサイクルする動きが既に始まっています。答弁では、新ごみ処理施設については、彦根愛知犬上広域行政組合において、令和17年度の供用開始を目標として検討、協議が進められているということでありました。それから言えば9年後ということですが、新ごみ処理場が共用開始になる9年後としたら、そのときの現状と課題を踏まえ、循環型社会の構築や人口減少を視野に入れ、また住民の負担を最小限に抑えることが必要であるということを訴えまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（河村善一君） 以上で、瀧 すみ江君の一般質問を終わります。

○議長（河村善一君） ここで暫時休憩いたします。再開を45分といたします。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時44分

○議長（河村善一君） 休憩前に引き続き会議を始めます。

◇ 小菅久宣君

○議長（河村善一君） 5番、小菅久宣君。

5番、小菅君。

○5番（小菅久宣君） 5番、小菅です。一般質問をいたします。一問一答でよろしくをお願いいたします。

神郷彦根線の工事中沿線農地について、施設統廃合愛の郷複合化について、副町長不在の思いを問います。

神郷彦根線工事中沿線農地、令和9年春開通予定の神郷彦根線が急ピッチで工事なされています。神郷彦根線工事について、何回か一般質問もさせていただきました。今回は周辺、近隣に接している農地に関して聞きます。もう少し丁寧な地元説明、打合せ、説明会があってもいいのではと、地域とともにある程度の利便性や行政サービス等があってもいいのではないかと思います質問いたします。

神郷彦根線道路拡幅のため、沿線にある農業用ポンプが移設されました。4メートルから5メートル奥の農地の田んぼに無断で埋められています。農業委員会でも意見が出されていると思いますが、どのような対処の仕方がなされたのかお聞きいたします。

○議長（河村善一君） 農林振興課長。

○農林振興課長（楠 真二君） 農地が耕作以外の用途に転用される場合につきましては、原則、農地法に基づく農業委員会の許可や届出が必要となります。

そのことから、道路改良事業により移設された農業用ポンプや今後移設が必要となる農業用ポンプにつきましては、農地法に基づく許可や届出を農業委員会に提出されるよう、農業委員会から転用事業者に対し指導を頂きます。

○議長（河村善一君） 5番、小菅君。

○5番（小菅久宣君） 5番、小菅です。今、農業委員会から転用事業者に対して指導を頂きますというような答弁を頂きました。私、これ1年前に、県土木なり前年度の農業委員会事務局にもこういう話をさせてもらっております。無断転用ということで処理がなされる、放置されてきたということになるんですけど、ちょっと再質問させていただきます。その中で、今回はこれ、どのような対処の仕方をなされるのか、

指導いたしますだけではあかんと思いますので、どのような対処をなされるのかお尋ねいたします。

○議長（河村善一君） 農林振興課長。

○農林振興課長（楠 真二君） ちょっと農業委員会の立場としての対応となる、答弁となりますけども、今回のポンプ、既に移設されておりますポンプと、あともう1つ、つくし保育園の近くにあるポンプ2か所あるんですけれども、双方ともに今のところは農地法の5条で申請を頂くという形で考えているところでございます。関係者、転用事業者のほうには、その旨ちょっと話をしていこうということで調整しているところです。

○議長（河村善一君） 5番、小菅君。

○5番（小菅久宜君） 5番、小菅です。関係者というか地権者なり農業組合というふうになろうと思うんですけど、どういうふうな回答が下がってくるか、よろしくお願ひいたします。

次の質問に移ります。関連するので、次の質問に移ります。農地に関してもう少し丁寧な地元と打合せ、説明は、彦根土木事務所がしなければならないのか、地元である愛荘町建設下水道課、農林振興課が指導するのか、農地転用について問います。

○議長（河村善一君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（野々村直幸君） 議員御指摘の、地域に寄り添った丁寧な打合せや説明という点につきまして、町としての現状と課題も含めて申し上げます。

本事業は事業主体が県であります。地元にも最も近い立場である町といたしましても、県と一緒に事業を進め主体的に関わっていくべきであると考えております。そのため、地元自治会や地権者の皆様に対する説明や打合せにつきましては、県と町が一体となって取り組むことを基本とし、地域の実情を熟知した町が同席の上、丁寧な対応に努めているところでございます。

一方で、本事業は県の事業である特性上、工事についての具体的な内容や、日々変化する現場の状況などがリアルタイムで町に報告される仕組みにはなっていないことから、町が全ての工事に関する内容や地権者の皆様が直面されている困り事を完全に把握することは、現実として非常に困難な面もございます。

しかしながら、地権者や耕作者の皆様、また地元自治会の皆様におかれまして、どうしても解決できない重要な困り事や県への要望等がございましたら、町が県とのパ

イプ役となり責任をもって県へお伝えさせていただきますので、引き続き御理解と御協力のほどよろしくお願いいたします。

○議長（河村善一君） 5 番、小菅君。

○5 番（小菅久宣君） 5 番、小菅です。今、パイプ役となって責任をもって県へお伝えさせていただきますという答弁、県の事業やからリアルタイムの中で町が全部動けないというような話を答弁でいただきました。西部地域の中で神郷彦根線が走ると、周りが農地にあると、愛荘町の中で工事される箇所というのは、やっぱり建設・下水道課と農林振興課が主体となって打合せ協議をせなあかんのやないか、そういうことがなされてるのかなという部分。再質問したいと思いますが、今、転用という話を、取るというようなことを言いました。これは、愛荘町の中でそういう協議があって、これは転用案件やねとなったら地元話をしに行くのが正論なんか、それとも県が、これ賠償を払うさかい転用せんならんねということを気効かせて地元話していくというのが正論なんか、これどっちが正論なんか、地元は移設費もろて埋めたらええわ、変えたらええわと、そこにまた転用問題違反やでと言いにいってもまた地元怒られるだけなので、正論として行政サービスとして、ここはこうやさかい転用問題になりますのでしっかりとこれは転用を出してから移設してくださいよと、それは行政のほうの県土木がするのか、地元の愛荘町がするのか、そういう説明が協議されるというようなことはあるのかないのかお尋ねいたします。

○議長（河村善一君） 農林振興課長。

○農林振興課長（楠 真二君） 昨年度のことですので、ちょっと私も野々村もちよっと定かではないんですけども、一般論としては3者協議は月に1回、2回、もしくは2か月に1回しているということで引継ぎで聞いております。その中で、転用が要るかどうかという案件を県のほうから投げかけられた場合は、要るか要らないかというのは担当者のほうに確認した上で話をしているはずやと思います。ただ、そういう事態になった場合はどこが転用事業者になるのかというのが一番のポイントかなというふうに思いますので、県が施工されたとしても結局は補償なりでやっておられるということでございますので、そこはポンプの場合でしたら、地域なり土地改良区がお持ちであれば、そちらのほうで転用事業者ということで話をしていくということで、どちらが県か町か、土木サイドが言うかというのは、その中で協議していく形になるかなというふうには思います。以上です。

○議長（河村善一君） 5 番、小菅君。

○5 番（小菅久宣君） 5 番、小菅です。もう 1 つ再質問させていただきます。私が言うてんのは、補償もろたら地元が転用せんなんらんということは、言うた聞いた聞かんの話であって、地元はそこまで分からないと思います。だから、長野外周道路、2 号線のときも町がポンプを移設しました、あれも顛末案件で、顛末書は役場のほうが書かれました。これが現実です。だから地元に対して、こういう工事をするときには、それは地元が責任者であるんやけど、こういうことを言うか言わないかということが大きく行政サービスの 1 つであるという、そういう話がないと愛荘町も答えられませんと、県の土木から愛荘町のほうに、農業委員会の方に、こういう手続があったらしゃべりますけど聞かなかつたらしゃべりませんというようなことやなしに、やっぱりここは移設しはんねやったら、そういう話やさかい地元話ししますよという行政サービスがあってもいいんじゃないのかなということを私は問うてるのであって、地元が出資されたんやさかい地元にといたら、川原自治会怒らしますよ。そこら辺を問うてるんです。答弁をお願いします。

○議長（河村善一君） 農林振興課長。

○農林振興課長（楠 真二君） 答弁になってなくて申し訳なかったです。今の話、当然そういう知り得る情報があれば、調整会議などで、私の判断で地元のほうに下ろしていくということは当然必要かなというふうには思います。情報があれば、そういうことは必然的に担当のほうに通じていくか、直接、農業組合なりに話をしていくということは必要かなというふうには考えてます。

○議長（河村善一君） 5 番、小菅君。

○5 番（小菅久宣君） 5 番、小菅です。そういうことなんですね。もう去年自体に農業委員会でも意見が出て話されてて、それで私も県土木にもしやべって担当者にもしやべって、それでもまだ動いてないと。今、人事異動があって皆代わられたけど、当時、1 年前の人はどないしてたんやという、そこが問題であって、今度、水中ポンプの移設、転用が出てくると思います。つくし保育園の近くに水中ポンプがあるので、そこに移設という話が出てくると。それは 1 年前にしゃべったくから、県土木のほうが、もう 1 つのポンプについてどうするんやという話をしてくてるんやと思います。そのことが大事であって、その感覚が、やっぱりそこで工事何やらなされるということに対して、1 年前にしゃべったいても農業委員会でもしやべられててもほったらか

しになってるというのが問題になるというところ辺、それで要するにそういう転用問題に対して情報発信ができてないというのが問題であるというところ辺をしっかりと正してほしいと思います。

次の質問に移ります。農地である田に農業機械の出入りする安全スロープの配置勾配、歩道側に設置される安全柵で、道路や農地に機械の出入りする設置間隔が以前に設置されていた間隔とは狭い、安全基準が変わったのかどうか問います。

○議長（河村善一君） 農林振興課長。

○農林振興課長（楠 真二君） 私からは、スロープの設置勾配の安全基準についてお答えさせていただきます。

スロープの設置勾配につきましては、農林水産省が令和8年4月に発出されました土地改良事業設計指針圃場整備の中に、進入路の縦断勾配は農業機械の登板能力に加え、安全性を考慮し12度以下とすることが望ましいと記載されています。進入路を施工する場合は安全確保を第一に考え、農業機械の転倒、転落を生じないような配置、形状及び構造でなければならないと考えております。また、農林水産省が示す土地改良設計指針でのスロープ設置勾配の基準の変更は行われていないことを確認しています。

○議長（河村善一君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（野々村直幸君） 建設・下水道課からは、県道神郷彦根線道路整備事業に伴う歩道の安全柵の設置基準及び安全柵の開口部の考え方についてお答えいたします。

安全柵設置の基本的な基準についてですが、道路における歩行者用安全柵は、国の防護柵設置基準や設計便覧に基づき、歩行者や自転車の転落防止、あるいは車両の進入防止など、歩行者の安全を第一の目的として設置されるものです。

その上で、歩道への歩行者、自転車用安全柵の設置につきましては、路面と田面の落差が1メートル以上ある場合または路面と水路の落差が70センチ以上ある場合には必要に応じて設置することとされており、当該路線につきましてもこの基準に準じて設置される予定です。

次に、農地への乗り入れのため安全柵に開口部を設ける基準についてですが、県に確認したところ、農林水産省が定める土地改良事業設計指針などの技術的基準に基づき設計を行っているとのことでした。

しかしながら、近年の営農環境におきましては農業機械の大型化や集約化が進んでおり、従来の標準的な幅員では、大型のトラクターやコンバイン等の旋回、進入に支障を来すのではないかという懸念が生じることも、県において十分認識されています。

町といたしましては、今後、実際に使用される大型の農業用機械の幅や旋回軌跡などを考慮し、安全かつ円滑に出入りができるような適正な開口幅となるよう、地権者や耕作者の皆様の御意見を伺いながら柔軟な対応を県に働きかけ、協議を進めてまいりたいと考えております。

○議長（河村善一君） 5 番、小菅君。

○5 番（小菅久宣君） 5 番、小菅です。協議を重ねてまいりますと、旋回や農業機械の幅が大きくなったので地権者と耕作者と協議させてもらいますと、もう春作業が始まってトラクターの出入りも出てきて、現実的にはもう遅いんですよね。トラクターの勾配が安全なところ辺、出入りするのが1 2 度という話も聞きましたけど、そういうことになってないんですよね。だから、トラクターが入ったらもう出られない。中がぬかるみになってトラクターがこんなことになったような形、なってないからこういうような問題が出てきて、足場持ってきて田植機械、もう足場持ってきて足場で上がらんことには上がれないという、急こう配がきついということですよ。

そしてもう1つ、あそこ沿線に電柱が立てられました。移設されました。それかても、何も言わなかったら田んぼ側に全部電柱が打たれるという。ある一部の農家さんが、田んぼ側やなくて歩道側のほうに立てたほうが農作業に不便を来さへんからそっちにしてくださいというような、現場の中で打合せをなされ、ある一定のところから歩道側のほうに電柱が打たれました。こういう問題についてちょっと協議させていただきますという中での再質問ですけど、直接、彦根県土木のほうに話をしたらいいのか、それとも愛荘町建設・下水道課なり農林振興のほうにそういう話をしていたらええのか、どっちがいいのかなというふうな形で、私は初めは建設・下水道課を通して彦根土木に言うてもらえるように話ししたんですけど、直接したほうがええのか、愛荘町を回って話ししてもらったほうがええのか、これはどっちなんですか。

○議長（河村善一君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（野々村直幸君） 先日、県土木のほうと現場で立会をさせていただきまして、まずスロープの1 2 %につきましては、それよりも緩くなっているという確認は現場ではしました。それから、今後、乗入れについては耕作者と話してい

きたいいうことで言っておられたので、これ必ずしてくださいねということで要望はしております。その中で、今ほどの町のほうに一旦言ってもらってそこから伝えたいなと思っておりますので、その辺よろしくをお願いします。

○議長（河村善一君） 5番、小菅君。

○5番（小菅久宣君） 5番、小菅です。そうなんですね。みんなもうなってるんですよ。もう先にそれはやってしもうてから、やるまでに何回か現場でこっちから言うて、直してもらったからなってるんです。こうなったさかい直してもらってもなったんですよ、また、結局はね。6業者が入ってるし、6業者の思いが全部違うし、そこで一つ一つ現場で確認しながらやったかても、そこがそのようにならない。だからそこから辺で、初めは建設・下水道課通して言うてもらってたんですけど、時間的に間に合わないというところがありながら、もう直接、彦根県土木のほうと連絡し合いながら立会いしながら全部直してきたということ。これから安全柵するところにはこれから立会いますよというような話もしてきたさかいに、先にコンクリートの柵があつてそこに安全柵が立つように、打ったところを初めに愛知川彦根線のところ辺が先に見えたから、そこは確認してきて、これ以上に広げてもらえんやろかと。前のところは7メートルから5メートル開いてるんですよ、触ってないところ。原因は、4メートルぎりぎりになってるから、もう少し50センチでもというて上げてきてもらったからそういう形になってきたという、それを通していくとスムーズに通らないという。それで担当課と一生懸命しゃべったかても、それは県の仕事やからと、こういうような言い方をされる方もおられるので、直接しゃべったほうが早いかなという形でしゃべらしてもろてこうなってる。正論からいくと、道理からいくと、町を通して土木のほうに話していくというのが道理でよろしいんやね。もう1つ答弁をお願いします。その辺確認をお願いします。

○議長（河村善一君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（野々村直幸君） お答えします。先日、現場で立会いをしたときにも県の方が言っておられたんですけども、小菅議員さんとは結構密にして現場で立ち会ってるということを聞いております。今ほど直していただいたということも聞いております。その中で、小菅議員とは情報は密に取れてるということを聞いておりましたので安心はしておりました。ただ、やっぱり町のほうもいろんな情報を知っておく必要がございますし、やはり町として要望を頂ければ、3者で立ち会ったり等さ

させていただきますので、その辺、御理解よろしくお願いします。

○議長（河村善一君） 5 番、小菅君。

○5 番（小菅久宣君） 5 番、小菅です。そのとおり一生懸命、今触っとかんことにはあかんから、後から言うてもあかんからと思ってそういうふうな密な電話交換なり立会いの中で進めていっているというのが現場の地元の意見です。これからもしっかりと建設・下水道課、愛荘町を通しながら話ししていったほうがいいんやろうなという正論を頂きました。

次の質問に行きます。来春開通後、自動車の通行は現在より増大すると思う。どう考えるか。交通量をどのように予想するか。町道辻野自工の交差点や県道愛知川彦根線との交差は大きな交差点に変わります。案内看板、防犯灯、防犯カメラ等の安全対策はどう考えるか。信号機の赤、黄、青色の間隔はどのようになるか問う。地元にとっては周辺も農地でもあり、農業機械も走る生活道路です。よろしくお願いいたします。

○議長（河村善一君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（野々村直幸君） 県道神郷彦根線については、令和 9 年春の供用開始後、当該路線の利便性が大幅に向上することから、他路線からの車の流入や朝夕の通勤、通学時間帯における交通量が大きく増えるものと予想しております。

よって、町道長野野良田線との交差点及び主要地方道愛知川彦根線との交差点における誘導案内や町有施設等を示す各種看板の設置につきましては、今後、各交差点の実際の交通動向を把握した上で、関係課、関係機関と協議してまいりたいと考えております。また、防犯灯の設置につきましては、現在、交差点内に設置されている道路照明灯をそのまま移設される予定であることから、今までどおり一定の明るさは確保されると県より聞いており、供用開始後の交通状況等を今後も注視してまいります。防犯カメラの設置の必要性につきましても、交通状況や通行人の状況も注視し、関係課並びに関係機関と協議してまいります。

次に、信号機の点灯間隔につきましては、供用開始後の交通量の変化に伴い、従来の信号機の点灯間隔や制御方法を実態に合わせて最適化していく必要があるという点は極めて重要な視点であると考えますが、信号機の運用権限は滋賀県公安委員会にございますので、供用開始後、実際の交通状況の把握や地元自治会様の御要望を見極めながら、必要に応じて滋賀県公安委員会へ要望してまいります。

○議長（河村善一君） 5 番、小菅君。

○5 番（小菅久宣君） 5 番、小菅です。ここで今私が言ってるのは、安全対策のことを問わせてもらっております。これだけ大きな交通量を増える中で、いかにこれ安全対策をしていくかというところ、特に見通しのええところほど事故が多いです。今の愛知川彦根線の交差点、百々町のほうに下がる交差点ですけど、あそこでもしょっちゅうに信号があったかても事故が絶えません。死亡事故もできておりますし、そういう中での安全対策というところ辺を思います。交通量を把握しながらと、来春9年度春に開通するのに、もう交通量の把握ぐらいはしとかんことには信号機立てられへんと思いますし、その辺、早く、どんなふうに公安委員会のほうは考えているのかなというふうに私は思ったりします。

次の質問に行きます。来春開通後、自動車の交通は現在より増大すると予想する。看板を立てて誘導すると聞いているが、何回か質問もしているが、先線の早期計画案を要望したい。地元説明も望む。意見を聞かせてください。

○議長（河村善一君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（野々村直幸君） 県道神郷彦根線の供用開始に伴い、交通量の増加と生活道路への車両流入、大型車の通行による危険性といった部分につきまして、町といたしましても大変重要な課題であると認識しています。

前回の3月定例会において答弁させていただきましたとおり、これまで滋賀県及び彦根市の3者で当該路線の交差点を直進して彦根市の市街地方面へ向かう車両への対策について協議を重ねており、今後も引き続き協議の場を設けてまいりたいと考えております。

その中で、車両等の進入抑制につきましては、交差点への誘導看板の設置等による注意喚起が有効な対策の1つであると考えており、現在、県において誘導看板等の設置に向けた検討を進めていただいております。

次に彦根市側の先線の道路整備計画についてですが、抜本的な解決に向けた先線の整備検討につきましては、まずは県が策定する道路整備アクションプログラムに掲載されることが必須の要件となります。

町といたしましては、供用開始後の交通量の増大や地域の皆様の安全確保の観点から、当該路線の必要性和緊急性を改めて県へ伝える必要があると考えており、今後も県及び彦根市との緊密な連携のもと、同アクションプログラムへの掲載に粘り強く協

議してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（河村善一君） 5 番、小菅君。

○5 番（小菅久宣君） 5 番、小菅です。再質問します。アクションプログラム、粘り強く協議してまいりますと、彦根市側と整備計画について解決に向けてという話ですけど、私、この一般質問の中で、地域、地元にも説明を願いたいというふうに質問させてもらっております。百々町自治会のほうからも、建設・下水道課に向けて説明を願いたいというような話も前回言わせてもらってるところでありますので、地元説明会について町側の答弁をお願いいたします。

○議長（河村善一君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（野々村直幸君） ありがとうございます。先日、湖東土木の道路計画課のほうと話をしたところ、一度、百々町のほうにその辺の話に入りたいなということで、町も同席してくださいということでその依頼は受けておりますので、その話が来ましたら、町としてもしっかり入っていきたいなと思ってますので、よろしくをお願いします。

○議長（河村善一君） 5 番、小菅君。

○5 番（小菅久宣君） 百々町のほうにもということで、私も、昨日、おとついやったかな、日曜日の日に百々町のほうから連絡もらいました。いつしてくれるんやというような連絡はどうなったあるんや、百々町から言わんならんのか、県から言わんならんのかどっちやねんという話の中で、直接また県土木のほうに連絡したところ、今、説明会をする資料を作ってますよというような話も頂きました。その中で、長野なり川原なりにも説明会にも寄せてもらいますというふうな話も聞かされてもらいました。そういう形の中で、やっぱり地元の説明というのはしっかりとって、安全対策等々のこともしっかりと周知しながら、地元にもええように、車走るほうにもええようにというような形の中での開通を祝いたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次の質問に行きます。施設統廃合複合化。

愛の郷複合化における利用設置団体が5組織事務所と聞いています。シルバー人材センター、国際交流、老人会、Eスポーツ、社会福祉協議会、その中でも14団体が利用されると聞いてます。複合化において、執行部との各団体のすり合わせ協議会もいろいろ大変だったかと思います。お尋ねします。

1、各組織からどのような要望、意見、話合いがなされ協議されたかお尋ねいたします。各担当部署に問います。愛荘町シルバーセンターと愛荘町国際交流、愛荘町老人クラブ連合会、愛荘町Eスポーツ、愛荘町社会福祉協議会、よろしくお願いいたします。

○議長（河村善一君） 契約管財担当課長。

○契約管財担当課長（外川孝司君） お答えいたします。愛知川公民館及び町民センター愛知川の解体に伴い、現在、これらの施設を利用されている愛荘町シルバー人材センター、愛荘町国際交流協会、Eスポ・えちがわにつきましては、愛の郷複合化により同施設に事務所機能を移していただく方向で説明を終えており、一定の御理解を頂いております。

また、現在、福祉センター愛の郷に事務所機能を有している愛荘町社会福祉協議会及び愛荘町愛知川老人クラブ連合会につきましても、話合いの中で必要な事務所機能を確保する方向で整理しているところでございます。

現時点では、各団体に対し、主に事務所機能の移転先、または継続利用の場所として愛の郷を想定していることをお伝えしている段階であり、具体的な配置や利用方法等につきましては、今後、実施設計を進める中で必要に応じて調整してまいります。

一方で、愛荘町社会福祉協議会につきましては、現在の地域福祉機能をどのように維持していくのか、また複合施設として他団体の利用をどのように両立していくのかにつきましても協議を行ってまいりました。その中で、愛の郷を複合化していく方向性については一定の御理解を頂いているものと認識しております。

今後は実施設計を進める中で、相談対応時のプライバシー確保、来館者の動線、必要な諸室の配置、団体間の共用部分の考え方などについて関係団体と意見交換を行い、施設全体として使いやすい複合施設となるよう整理してまいります。

○議長（河村善一君） 5番、小菅君。

○5番（小菅久宣君） 5番、小菅です。再質問します。私のこの答弁書の中に、いろんなこの5団体のほうに各組織からの要望意見等を協議されたというように質問しておりますので、各担当部署、各5団体のほうからの要望なり意見等をちょっと説明願いたいと思います。

○議長（河村善一君） 福祉課長。

○福祉課長（田中孝幸君） まとめて経営戦略課のほうでお答えいただきましたが、

今、御質問のほうの中で福祉課のほうを担当しておりますシルバー人材センター、そしてまた愛知川老人クラブ連合会さんとの部分でお聞きしている内容につきましては、今現在行っておる事務等が今後も行えるような形でお願いしたいという内容のお話を聞いております。

○議長（河村善一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（清水恵一君） 失礼いたします。生涯学習課が管轄させていただいておりますEスポ・えちがわ様につきましては、先ほども公共施設最適配置推進室からも答弁がありましたように、事務所機能を移していただくことに一定御理解を頂いているという旨、推進室と協議の情報を共有させていただいているところでございます。

○議長（河村善一君） くらし安全環境課長。

○企画政策監兼くらし安全環境課長事務取扱（羽田順行君） 企画政策監としてみらい創生課で担当しております愛荘町国際交流協会との話でございますが、福祉課、生涯学習課と同様に事務所機能というのはそのまま維持というところで一定考えておられます。ただ、ちょっと具体的な話はまだ行っておりませんので、今後しっかりと協議のほうを進めていくというところで予定のほうしております。

○議長（河村善一君） 5番、小菅君。

○5番（小菅久宣君） 5番、小菅です。今、社協のほうの団体はどこなんですか。

○議長（河村善一君） 福祉政策監。

○福祉政策監兼健康推進課長事務取扱（木村美紀君） 社会福祉協議会、いろいろなところ絡んでおりますので、私のほうから御答弁させていただきたいと思います。先ほども室長のほうが答弁させていただきましたけれども、社会福祉協議会とは本当に度重なる協議のほうを進めさせていただいております。当初、秦荘のほう側のいきいきセンターを中心としてというお話もある中で、社協の機能として地域福祉機能と介護保険機能2つありますので、地域支援事業、地域保健事業やったかが、愛の郷の愛知川の地域でこれからも継続していきたいという旨もお聞きさせていただきまして、その機能を残しつつやっていこうというような話合いでまとめさせていただいているところでございます。

○議長（河村善一君） 5番、小菅君。

○5番（小菅久宣君） 5番、小菅です。やっぱり先ほどの話を各担当のほうから聞

かさせてもらおうと、まあまあ老人クラブ、シルバーなり、国際交流なりは事務所をお願いするというようなところ辺を、意見として事務所機能を確保してくださいという話やったかなと思います。これ以上の話は聞き取れませんでした。社会福祉協議会は、やっぱり福祉的なそういう生活困窮者の話もあるやろうし、また愛の郷の今までの機能も残しながらという話も要望としてあったのかなと、やっぱりこれは使われている方がいかにスムーズに物事が進むかということ、もう1つ再質問するなら、14団体、サークルさんがどのような意見で話ができているのかできていないのか、一番統廃合する中で、住民さん、使われている方、サークルさんなり団体さんが納得されているかどうかということ、こっちの意見が言えたあるかということ、こら辺を聞きたいと思いますので、そのサークルさん等については意見聴取されてるんですか。

○議長（河村善一君） 公共施設最適配置推進室長。

○公共施設最適配置推進室長（森野直樹君） 御意見ありがとうございます。愛知川公民館を利用していた団体については具体的に細かくは話し合いは行っておりませんが、実施設計を進捗するに当たって、愛の郷の複合化の考え方とここの利用方法などを丁寧に説明して進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（河村善一君） 5番、小菅君。

○5番（小菅久宣君） 関連するので次の質問に移ります。今回、複合化において、教育長が話されている小学校の空き教室の利用の検討はどうなったのか、また具体性がないのかお聞きいたします。

○議長（河村善一君） 教育次長。

○教育次長兼教育振興課長事務取扱（西川傳和君） さきの全員協議会におきまして、教育長が公民館機能の在り方として学校の空き教室の活用を例に挙げましたのは、特定の箱物や施設に依存しないこれからの時代の新たな生涯学習の展開を見据えてのことでございます。

かつて昭和の時代に定着した昔ながらの公民館は、1つの立派な建物に人々が集まり、そこで完結する活動スタイルが主流でございました。しかし、多様化する現代社会、そしてこれからの時代におきましては、公民館という特定の名称や建物に縛られる必要はないと考えております。

住民の皆様が主体となって学ぶ生涯学習や地域コミュニティの活動は、本来、地域

のどこでも柔軟に展開されるべきものでございます。そうした観点から、各エリアに住民の皆様が身近に活動できる場所が点在している状況が望ましく、その有効な選択肢の一例として、地域資源である小学校の空き教室の活用を言及した次第でございます。

したがって、現時点で愛知川公民館の除却に係る代替スペースとして特定の学校の空き教室の活用を企図しているわけではございません。あくまで従来の固定概念にとらわれず、学校空間も含めた町内の多様な場所や空間をいつでもどこでも活動できる場として柔軟に活用していくというこれからの公民館機能の考え方として御理解を賜りたく存じます。

○議長（河村善一君） 5番、小菅君。

○5番（小菅久宣君） 5番、小菅です。今、ちょうどええ機会なんじゃないかなと。

ここでも述べられているように、公民館という特定の場所じゃなくて、そこを設けるんじゃないくて、今、愛の郷を公民館機能というか多機能な施設に変えようとしている段階の中で、サークルさん等なり住民さん等なりが空き部屋とかそういうところに苦勞しないような形、それも1つの小学校の空き教室を使われていく突っ込んだ利用方法じゃないのかなというところ辺を私は感じておりますので、せっかくそういう多機能化の中にもそういう空き教室の利用ということを大幅に考えたほうが、今が良いチャンスじゃないのかなというふうに思っただけで、こういう質問をさせていただきました。

次の質問に行きます。現在、愛知川公民館に体協の職員がいますが、愛知川地域の体育施設管理、予約については、公民館が閉鎖解体になったらどうなるのかお尋ねいたします。

○議長（河村善一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（清水恵一君） 失礼いたします。愛知川公民館の解体の方針が出されて以降、指定管理者である体育協会と本課とで、愛知川地域における体育施設の管理機能をどうするか協議をさせていただいております。愛知川地域の体育施設内にその機能を置くことを中心に、現在、検討をさせていただいているところでございます。

今後、指定管理者の御意見も参考に、本年度中をめどに調整をしていきたいと考えております。なお、来年に運用予定の施設予約システムも活用しながら、利用者の利便性向上に努めてまいります。

○議長（河村善一君） 5番、小菅君。

○5番（小菅久宣君） 5番、小菅です。多機能の愛の郷の複合化の施設の中で、体協の予約とかそういう管理についての説明がなかったので、こういう質問をさせていただきました。やっぱりそういう場所が要るよねというところ辺、そして今はスマホとかそういうもので予約できるというような時代にもなってますこともありますし、またそういうふうにも進んでいったらいいのかなと思いますけど、やっぱり愛の郷複合化というところとまた中央公民館の閉鎖というところ辺はやっぱり1つの考え方の中であるので、その辺の体協の管理予約についてもしっかりと説明されたほうがいいのかなというところ辺です。よろしくお願いします。

次の質問に移ります。4つの柱が建てられています。柱1が多世代が自然に交わる、柱2で地域、団体の活動を支える、柱3で地域の福祉を支える、柱4で災害時に役立つ地域の安心拠点、同時に機能する複合施設に移行するとある。柱4の災害時に役立つ部分はどのようにイメージしたらええのか、設備、備品について何をどう整えていくのかお尋ねいたします。

○議長（河村善一君） 契約管財担当課長。

○契約管財担当課長（外川孝司君） 現在の福祉センター愛の郷は、災害時における福祉避難所の1つとして近隣住民の皆様にも認知されている施設であると認識しております。

このことを踏まえ、今回の複合化施設として、改修後におきましても平常時は地域福祉、交流、地域活動の場として活用しながら、災害時には避難先の1つとして活用できる施設として整理してまいりたいと考えています。

なお、災害時の活用につきましては、避難された方が一時的に滞在できる場所の確保、必要な情報の提供、高齢者等への配慮、社会福祉協議会や関係団体と連携した見守りや対応など、町全体の避難所運営の中で複合化施設が担う役割を整理していく必要があると考えています。

また、大規模災害時などの状況に応じて食の支援が必要となる場合には、町全体の備蓄や日赤奉仕団など、関係団体との連携も踏まえ対応していくことになります。

今後、愛の郷の複合化施設を指定避難所として位置づけるのかについては、福祉課及びくらし安全環境課と協議し、地域防災計画との整合も図りながら整理してまいります。

設備につきましては、今年度発注予定の実施設設計の中で、既存施設の空調、トイレ、

照明、電源、バリアフリー性、人の動線などを確認し、災害時にも利用しやすい環境となるよう、関係課と連携して取り組んでまいります。

○議長（河村善一君） 5 番、小菅君。

○5 番（小菅久宣君） 5 番、小菅です。再質問します。私は4つの柱の中の災害時に役に立つ設備、備品は何を整えるのかというふうに問わせていただいているんですけど、これバリアフリー、トイレ、照明、電源と動線にと、これ平常時でも当たり前の話のように思いますので、特にこの災害時に備品、設備等については何を整えられるのかということをお尋ねいたします。

○議長（河村善一君） 総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） ありがとうございます。ちょっと私のほうからお答えをさせていただきます。御承知のように、今この施設につきましては、福祉センターでありながら福祉避難所ということになってございますので、基本的な設備につきましては非常に充実しているということに思っております。その他、備品等につきましては、いろいろ協定を結ばせていただいたりとか、あと近くに備蓄倉庫とかございますので、そういったところの利用も含めて考えていく必要があるのかなというふうに考えております。以上でございます。

○議長（河村善一君） 5 番、小菅君。

○5 番（小菅久宣君） 5 番、小菅です。4つの柱で地域の安心、同時に機能する複合施設に移行する、避難所としてということなんやけど、愛の郷の今の状態の中で、一次避難所になるのか二次避難所になるのか三次避難所になっていくのか、複合施設の中で災害に役に立つというのはどの位置で機能を果たすのか、どういうふうにお考えですか。

○議長（河村善一君） 暮らし安全環境課長。

○企画政策監兼暮らし安全環境課長事務取扱（羽田順行君） 御質問の第一次、二次、三次等の避難所というところで今、質問いただいておりますが、愛の郷につきましては、今ほど政策監からも申し上げましたとおり福祉避難所でございますので、一次とか二次とかそういう避難所には該当はせずに、高齢者であったりとか介護を必要とする方であったりとか、そうした福祉的な要素を持った避難所でございますので、すぐ災害があつてそこに避難いただくというところは想定はしておりません。あくまでも福祉避難所でございますので、一般の方とちょっとなかなか共用してそこで避難をし

ていただくというところが難しい側面もございますので、あくまでも福祉避難所という取扱いでこの愛の郷は考えているという状況でございます。

○議長（河村善一君） 総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） 申し訳ございません。今現在は福祉避難所という位置づけでございますけれども、今後、複合施設になった場合につきましては、今おっしゃいますようにどの位置づけで避難所とするのか、福祉避難所も含めてですけれども、今後、関係課と関係する団体と協議してまいりたいと思っております。

○議長（河村善一君） 5番、小菅君。

○5番（小菅久宣君） 5番、小菅です。再質問いたします。災害があったら必ず一次から二次とか、西部地域であったらふれあいスポーツ公園に逃げるとか、それから次、分散するとかいうような形になるんですけど、高齢者、取り残されないという中で、地域が一緒になって避難を一次避難所まで行くんですよ。それからどうなっていくのかという、そしたらそこら辺の形の中の位置づけという、それが福祉の形になってきて、それはそうなるんやろうけど、災害となったら一次避難所にどっか行かんことには一気にそこへは行けないというふうに私は感じてます。だからそこをどういうふうな施設にする、設備をどう整えるというのは、やっぱり大事なところら辺。一次避難所から二次避難所になるにしても、今こういう形で、今、食べることは、飲むことは、備蓄品を運ぶというような形に、今、町のほうはなりつつあるし、また炊き出し等については次のことになってくのか知らんけど、多くの調理施設が、今、解体と複合化の中でもなくなっていくということも、この間の全協の中である委員さんがおっしゃっていましたが、そういう部分についての備品についてはどうするんですかということは、備品についての扱いはもうないのか、備蓄品と持ち寄りの中でやっていくのかというところら辺を、災害に役に立つ避難所というところら辺でちょっと備品というところら辺を書かせてもらってますので、そこら辺をしっかりと答えたいと思います。

○議長（河村善一君） 公共施設最適配置推進室長。

○公共施設最適配置推進室長（森野直樹君） 御意見ありがとうございます。備品のこととはとても重要なことだと私も思いますが、根本的に大切なことは、常時に使っている、今、愛の郷はたくさんの方に複合化にして使っていただくということで、たくさんの方が利用することによって、災害時にこの施設に行けば助かる、避難所にな

るということを認識してもらうことが一番大切だと思います。その上で備品をそろえていくことを考えていくことが大切で、まずはそこに行ったら助かる、避難所としての認知をしてもらうところを、この柱の中では一番言わせていただきたいところでございます。そういうことは備品というのは、じゃあその分でどうつないでいくのかというのはこれから考えてもいきたいんですけど、基本的には今、備蓄から持ってくる、今までの使い方をベースに置きながら考えていくのが基本でして、コンセプトの中ではあくまで今、愛の郷、社協として使っていることじゃなくて、複合化でもっとたくさんの人に使っていただこう、この施設をより知ってもらうことによって避難所として多くの方に認知してもらうことがこのコンセプトの一番大事なところでございます。

○議長（河村善一君） 5番、小菅君。

○5番（小菅久宣君） 5番、小菅です。ありがとうございます。取りあえず認知してもらうというのが先やと、避難所として認知してもらうのが先やと。けど、もっと進んでいかんことには、いつ来るか分からんようになってくるし、そういうこともしっかりと前もっての備品設備も整えたほうがいいかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

次の質問に行きます。副町長不在に問います。8年度に入り、愛荘町の副町長が不在になりました。不在でいいのかと、業務に差し支えないのかと、財政難か、職員に負担がかかってないのかと、政策執行部に尋ねます。町長のお答えも聞きたいです。考えも聞きたいです。よろしくお願いいたします。

○議長（河村善一君） 総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） 議員の御質問の副町長が不在である件について、業務に支障はないのか、職員に負担がかかってないのかについては重要な御指摘であり、町政の円滑な運営において副町長の役割が大きいことを認識しております。

現在、副町長が不在の状況に置かれておりますけれども、町としては十分な体制を整えており、業務に大きな支障が生じないよう努めているところでございます。

具体的には、各部署間の連携を強化し、主要な業務については各政策監や教育次長、状況に応じては教育長や町長が積極的に関与することで、業務が滞ることのないようリスク管理を徹底しております。

特に副町長が不在であることから、通常の町政策推進会議に加えまして、今年度か

ら政策監と次長の5名が定期的に集まりまして連携会議を開催をしております。各所属における問題や課題を共有し、解決に向けた検討も進めているところでございます。また、急を要するトラブル等が発生した場合には、緊急的に政策監・次長の連携会議を開催をさせていただき、状況に応じて教育長や町長との相談体制もしっかりと確保できるよう調整しております。

今後におきましても組織力を十分に生かし、引き続き円滑に町の運営を進める所存でございますので、何とぞ御理解いただきますようお願いいたします。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） 副町長の職務は、地方自治法第167条に基づき町長を補佐するとともに、職員の担当する事務を監督するものであります。副町長が不在となる場合、行政運営に支障が生じないよう組織的な対応が必要であり、政策監等が代行機能として各部門の調整、監督機能を補完しております。現在まで、副町長職の不在により町政運営に支障は生じていないと認識しておりますが、有為な人材が担うことにより機能する副町長職の重要性を知る者としては、諸事整いました折には副町長職の選任について議会にお諮りをしたいと考えており、それまでの間、現在の体制を維持しながら町政運営に万全を期してまいります。

○議長（河村善一君） 5番、小菅君。

○5番（小菅久宣君） 5番、小菅です。支障のないように会議を進めていくというような答弁を頂きました。再質問します。今、総務政策監のほうからそういう話、町長のほうからもそういう話が出てます。各企画なり福祉なり、産業政策監のほうはどのようにお考えなのかお尋ねいたします。

○議長（河村善一君） 企画政策監。

○企画政策監兼くらし安全環境課長事務取扱（羽田順行君） 今ほど、町長、総務政策監が申し上げたとおり、必要がありましたらその都度、政策監・次長連携会議を開催し情報共有を図っておりますし、町長のほうにも何か急を要する案件等がありましたらすぐに報告や協議のほうを行っておりますので、特段、私も4月からこういう立場になって何か支障を来しているというのは今は感じていないというふうに考えております。以上でございます。

○議長（河村善一君） 福祉政策監。

○福祉政策監兼健康推進課長事務取扱（木村美紀君） 失礼いたします。今ほども町

長より御答弁いただきましたとおり、やっぱり副町長の存在というのはとても大きな存在であるということは認識しております。しかしながら、政策監・次長会議というのを定期的にさせていただいて、私どもは去年と比較させていただいて、むしろ他の部局の状況を近くに感じる事ができたなというふうなメリットも感じているところでございます。そういった意味で、今まではそれぞれの部局を守るといえるか、部局と部局をジョイントしていくということが主でしたけれども、まず全体としてどうやって考えていくかという視点で会議のほうが進められておりますので、そういう意味では、副町長不在を、ピンチをチャンスじゃないですけども、上手にみんなで協力しながらやっていけるのかなというふうに感じているところでございます。ただ、そのことによってほかの課員とかに迷惑がかかっていないかなというのは常に思いながらも、ただ本当に政策監と次長等との連携等はより強化されてるようになっておりますので、伝えさせていただきたいと思います。以上です。

○議長（河村善一君） 産業政策監。

○産業政策監兼商工観光課長事務取扱（水谷徹也君） 失礼します。今ほどの御答弁にもありましたとおり、副町長は町長を補佐し職員の担当する事務を監督する立場であることから、町政運営にとっては大変大きな役割であると私自身も感じております。しかしながら、現在、不在の状況であるといったことから、その役割を担う政策監という立場は大変重責でありまして、気が引き締まる思いでございます。先ほどの答弁のとおり、本来、副町長に御相談する案件が相談できないといったことから、通常の政策推進会議に加えて政策監・次長会議を月に1度程度開催をいたしまして、重要案件があれば随時対応をするなど、常に部署をまたいだ情報共有を実施をしております。町長、教育長へしっかりと御報告できる体制を整えているところでございます。町長からもありましたとおり、今後、選任の時期がまいるまではしっかりとこの体制維持をしながら、住民サービスの低下を招かないように努めてまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（河村善一君） 5番、小菅君。

○5番（小菅久宣君） 5番、小菅です。それはやっぱり会議に出ることによって、いろんな情報共有なりそういうことができるということが、これはアンテナがいっぱい立つということでもいいかなと良い面もあります。けど、その分、負担が増える。負担が増えるから副町長職として実在してたんやと思います。けど、今の状態では副町

長職というのではないといった形の中で、何とか回していかなあかんという形の中でそういう会議がなされてるんやと思いますけど、そういう答えしか返ってこないかなとは思ってましたけど、こういう場の中ではね。そういう中でしっかりとやってもらいたいと思いますけど、やっぱり副町長職というのは大事で、その辺のところは早く見つかるように思いたいと思いますし、その分、職員さんの負担がかからないような形になればいいのかなというふうに思います。まだまだ副町長職については議論せなあかん部分もありますけど、町長の意見を、ちょっとどうなんや、財政難やから無理なんか、それともいい人が見つからんから無理なんか、ちょっとその辺のところ辺を答弁願って私の質問を終わりたいと思います。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） ありがとうございます。今ほど、財政難だからなんかいというふうにもおっしゃっていただいたんですが、特にそういうことを背景としてということではございません。特に人事ということでもございますので、具体のところということは触れてはまいりませんけれども、やっぱり有為な人材が努めていくということが大変大事なことでございます。今ほど政策監がそれぞれ発言をしてくれましたけれども、大変ありがたいことに良いチームをこうやって組めております。それぞれ、町職員の皆さん使命感を持って各現場現場をお守りいただいている、その姿を特に守っているのが管理職で各課長であり、またその政策監というポジションでございまして、そういう点では、かなり現場の声ということを私もダイレクトに教えてもらえますし、私もダイレクトにお伝えをできるという関係でもございますので、非常に皆さん建設的な事柄で今、全部進められているというふうにも感じておりますので、今回御質問いただいたことということも常に念頭に置きながらこれからも進めていきたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（河村善一君） よろしいですか。

以上で、小菅久宣君の一般質問を終わります。

○議長（河村善一君） 暫時休憩して、再開を1時からいたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後0時54分

○議長（河村善一君） 休憩前に引き続き会議を始めます。

◇ 竹中秀夫君

○議長（河村善一君） 一般質問を続けます。11番、竹中秀夫君。

11番、竹中君。

○11番（竹中秀夫君） 11番、竹中です。一般質問を行います。2点ばかりをさせていただきます。一問一答でお願いします。

今日まで、彦根愛知犬上行政組合における新ごみ処理施設については様々な検討を重ねられ、焼却施設からトンネルコンポスト方式へ変更され、広大な土地確保と固形燃料の受入先の検討課題、また膨大に膨れ上がった事業費等、現在、方向性が定まっていないのが現実であります。

過去より、施設への進入道路の検討や環境影響評価等、多くの予算を使いながら検討を重ねられてきた経緯があり、平成25年度から令和7年度まで本町の負担金は約1億4,000万円を支出しております。これだけの支出をしているにもかかわらず、現時点においては前に進んでおらず、振出しに戻ったといっても過言ではございません。

一方、本町のリバースセンターについても、新ごみ施設を見据えた部分修繕を延命化を図っておられますが、毎年修繕予算を伴い、新ごみ処理施設の方向性が決定しないこと、今後も莫大な費用が必要となつてまいります。このままでは、本町の財政状況を更に圧迫することにもなることから、早急に新ごみ処理施設の方向性を議論しておく必要があると思います。そこで、町長に何点かお尋ねをいたします。

まずはじめに、管理者会議における方向性と今後の進め方について、現在どのような議論が進んでいるのかについてお聞きいたします。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） 彦根愛知犬上広域行政組合の管理者会議の状況につきまして、ごみの処理方法は熱回収方式を基本として、施設規模の前提となる将来のごみ量を整理中という状況です。

費用削減を図る観点から、施設整備費の中でも大きな割合を占める焼却炉の規模の検討が重要であるため、構成市町においてごみ減量目標の整理に係る協議を進めているところです。

今後の方針としまして、ごみ減量目標の整理、ごみ量に応じた施設規模の再整理、

施設本体に加え、アクセス道路等の関連インフラ整備に係る事業費の再精査を検討調査し、方向性をお示しできるよう取り組んでいるところです。

○議長（河村善一君） 11番、竹中君。

○11番（竹中秀夫君） 再質問として2点目、町長自身、ごみ処理施設の方向性をどのように考えているのかをお聞きいたします。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） 今ほどの答弁でも申し上げましたが、今後の方針に基づき早期に方向性をお示しするよう、本町としまして、彦根愛知犬上広域行政組合や構成市町と綿密な連携を図り、新ごみ処理施設の早期の事業化が図れますよう取り組んでまいりたいと考えておるものでございます。

○議長（河村善一君） 11番、竹中君。

○11番（竹中秀夫君） 11番、竹中です。4町で施設を新設して進めていく方法が安い値段でかつスムーズな運営ができるのではないかと思います、どのようなお考えをお持ちなのかお聞きをいたしておきます。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） ごみ処理施設整備について、これまでも彦根愛知犬上広域行政組合で協議や調査を進めている段階であり、施設整備そのものには至っておりません。

しかしながら、現時点で4町だけでの整備が必ずしも建設コストが低くなるとは言えません。ごみ処理施設は建設費や維持管理費が非常に大きく、広域で整備することで費用を分担でき、施設の運営効率を高められる可能性があります。

平成11年3月に滋賀県一般廃棄物処理広域化計画が策定され、湖東地域の1市7町で廃棄物広域化処理を決定され、平成18年には湖東地域一般廃棄物基本計画を策定されました。その後、平成の大合併を経て、現在の1市4町での枠組みとなりました。また、広域的に廃棄物処理施設整備を計画し整備するため交付されます国の循環型社会形成推進交付金の要件が人口5万人以上であることも、現在の枠組みの大きな背景理由として存在しています。

○議長（河村善一君） 11番、竹中君。

○11番（竹中秀夫君） 11番、竹中です。再質問を行います。今ほど答弁の中で町長は、現時点で4町だけの整備が必ずしも建設コストが低くなるとは言えませんが、

また人口5万人であるということがネックというような大きな背景理由として存在しているという答弁でありました。私は、交付金の要件が5万人以上でないと交付金の対象にはならず、現時点で4町だけの整備にした場合、必ずしも建設コストが低くなるとは言えません。現在の彦根市で整備すれば、莫大な施設整備だけでなく、進入道路の整備や維持費等で毎年多くの負担が発生すると思います。総合的に見ても、4町で整備するほうが安い値段で済むと思います。何よりも町民の利便性を考慮すればこちらのほうが理想と考えるが、しっかりと建設コストを調べた上で言うておられるのか、御答弁をお願いします。

○議長（河村善一君） くらし安全環境課長。

○企画政策監兼くらし安全環境課長事務取扱（羽田順行君） 御答弁申し上げます。

今ほど町長のほうからお話しありました、4町だけの整備が必ずしも低くなると、建設コストが低くなるとは言えませんという形でお話、答弁を頂いております。議員のほうからは、そのことに対して具体的な計算というか、費用的な検討をしたのかという御質問だったかというふうに考えておりますが、そうしたことも含めまして、彦根愛知犬上広域行政組合でしっかりと連携を取りながら、1市4町で今後また新ごみ処理施設を整備していく上で、どういった費用負担であつたりとか建設コストの縮減に向けてどういったことが取り入れて可能になってくるかということも含めながら今後検討していくというふうに考えておりますので、詳細な1市4町と4町でするところの比較検討はしておりませんが、今後も引き続き1市4町の枠組みの中で、費用的な部分であつたりとか利便性であつたりとか、そうしたところの詳細な検討のほうはしていくというところで、しっかりと当町のほうも連携を取って進めていきたいと考えております。

○議長（河村善一君） 11番、竹中君。

○11番（竹中秀夫君） 再質問を行います。今ほど担当課長が申されましたように、1市4町だけにこだわらず4町だけの以前のような処理場の建設を目指す、なぜ私がこのようなことを申し上げますのは、これ、今で言う令和17年に大体スタートをするという、彦愛犬でもそのような協議がなされております。課長会議であれ管理者会議であれ、そのようになされておろうかと思っております。私は、約400億程度が、道路やいろんなことを考えますと、400億ですよ、400万と違って億ですね。これ、各町村の人口の割合として、愛荘町に、仮にそれ以上になろうかと思いますけ

れども、どれぐらいの支出なのか持出しがなされるのか、それとも先ほど申し上げますように、私は愛知犬上3町の中でごみは減量を考えた上の取組が大事というようなことも踏まえながら、大体、愛荘町として彦愛犬に傾くようなことがあれば、どれぐらいの支出が、コストというか考えておられるのか、担当課にお尋ねをいたします。

○議長（河村善一君） 暮らし安全環境課長。

○企画政策監兼暮らし安全環境課長事務取扱（羽田順行君） どれぐらいの負担割合かというところで御質問いただいたというふうに考えておりますが、事業費が約400億円というところで課長会議等でもお示し等はいただいているところでございますが、ただその中で、1市4町でございますので、当然、人口も違いますし、あとごみの量も全く人口に応じて変わってもきますので、その辺、均等割ないし人口割等でどういう配分で今後負担割合を決めていくかというのは、彦根愛知犬上広域行政組合で詳細な検討をされていくというふうに考えておりますので、今この段階で当町としてもどれぐらいの負担割合を想定しているかというところに関しましては今後の検討というところで、金額のほうは、すいません、ちょっとお示しのほうはできないというところで御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（河村善一君） 11番、竹中君。

○11番（竹中秀夫君） 再質問を行います。今ほど課長が申されますように、今この場ではお示しができない、それはごもっともやと思います。それ以上に膨れるということは、想定の中でも描いておるだろうと私は思っております。私もそのように思っております。私が先ほどから申し上げますように、4町で仮に、決定ではありませんけれども、私の意見としては4町で考えていく中で、新たにリバーサイドだけやなしにほかの地域、以前には竹原というところもありました、愛知川町時分に。そのときも非常に困難があったということを聞いてもおりましたし、目の当たりにもしてまいりました。そういったところで、この4町が進めていく中で、場所の選定はいざとして、秦荘の方面なり、旧の秦荘ですね、今、愛荘町ですけれども、そういうところを目指すのか、それとももっと利便性のあるところを目指すのか、何せ町民、市民、町民ですね、市民は彦根市でありますけれども、町民皆さん方が御理解のできるような今後の、特に愛荘町、町の議会の中でも、昨日からでも財政難、また非常にいろんなものを取り組むにしても組めない状況下が続くんではないかなと、こういう中で非常に特になくってはならないごみのことでありますので、ごみだけはこれはもうなくてはなら

ない毎日であります。そこで私は、今ほど言うような意見等を出させていただいております。そういった中で、今後、課長会議なり管理者会議においても、愛荘町としていかに町がメリットになるのかデメリットになるのか、そこらを考えながら今後の協議、会議を進めていっていただきたいということを切にお願いをしておきたいと思います。

それでは、次の質問に入っていきたいと思います。本町の危機管理体制についてであります。

今年も梅雨の時期となり、いよいよ台風シーズンが近づいてまいりました。気象庁から明確な方向性は発表されておりませんが、若干の発表は先日もありましたけれども、2026年の台風の発生率はやや多い可能性があると言われております。今年度は町長の3期目の始まりの年でもあり、町執行部も大きく変わりました。また、議員も新たな体制となったことから、今後の防災意識をいま一度見直すべきではないかと思います。加えて、町民全体が災害に対する理解を深めていただけるような取組が重要であると思います。

そこで、担当課に何点かをお尋ねしたいと思います。

まず1点目に、本町の防災体制や、初期ですね、初動体制、住民に対する連絡周知体制はどのように考えているのかについてお聞きをいたします。

○議長（河村善一君） くらし安全環境課長。

○企画政策監兼くらし安全環境課長事務取扱（羽田順行君） 防災体制及び初動体制につきましては、毎年年度当初に配備体制や初動対応の流れなどについて全職員に周知し、情報共有を図っております。

具体的な対応としまして、台風など事前に災害が予想される場合は、あらかじめ警戒本部を設置して情報収集を行うとともに、被害発生に対しても迅速な対応ができる体制を取っております。また、地震など突発的に発生する災害の際は、システムを利用して町の職員に一斉メールを送信し、迅速に召集することとしています。

次に、住民の皆様に対する連絡周知体制ですが、避難情報など緊急情報につきましては、防災行政無線や町公式LINEを用いて周知するとともに、町のホームページにも緊急情報としてトップページに掲載します。このように多様な手段を用いて迅速かつ確実な情報提供に努めてまいります。

○議長（河村善一君） 11番、竹中君。

○11番（竹中秀夫君） 再質問を行います。緊急情報は町のホームページに記載しますとの答弁でありましたが、この度、令和8年5月29日から新たな防災気象情報が出されました。これらの情報については記載されているのかお聞きをいたします。

○議長（河村善一君） くらし安全環境課長。

○企画政策監兼くらし安全環境課長事務取扱（羽田順行君） 昨日の久保田議員の一般質問でもちょっとお話をさせていただきましたが、防災気象情報が5月からちょっと変わったというところで、広報誌のほうに先般ちょっと掲載のほうをさせていただいて周知のほうを図っているというところでございます。ホームページのほうにも掲載のほうはさせていただいておりますが、その辺がちょっと十分ではないのかなというところもございますので、そこはもう一度防災行政無線等も含めまして、気象情報の変更点等について住民の皆様に分かりやすく周知のほうをしていくように努めてまいりたいと考えております。

○議長（河村善一君） 11番、竹中君。

○11番（竹中秀夫君） 11番、竹中です。再質問を行います。今ほど課長が申されたように、まだ5月の29日でもあるので、ホームページ等は今日まで載せておりますけれども、今回の件についてはまだ載せるところまで行ってないと。なぜ私はこのようなことを質問をするかといいますと、御存じのように、先だってフィリピンでマグニチュード8.2、まして国内でも災害ですね、災害いうことは山火事であれ人災であれ何であれ、いろんなことが頻繁に起こっておると。特に今日のいろんな議員の質問の中にも答弁で、特にお年寄りや皆さん方にも周知徹底をしていかななくてはならないというような答弁でもありました。特にこういう大事なことは、即座、住民に徹底したページなりを載せて、行政としてもこれだけのことを住民との連携が取れておるんだというところを示していかななくてはならないのではないかなと思いますけれども、その辺についての担当課長の答弁を願います。

○議長（河村善一君） くらし安全環境課長。

○企画政策監兼くらし安全環境課長事務取扱（羽田順行君） 貴重な意見、ありがとうございます。先日、フィリピンでも大規模な地震があつて、テレビ等を通じましてその被害の状況等も見ている中で、本当にそういった災害がいつ起こるかというところは当町としてもやはり危機感を持ちながら、日々、業務に従事していかなければならないというふうに考えております。能登半島地震もしかりでございますが、昨日の

一般質問の答弁でもお話をさせていただいておりますが、常日頃からそういったいつ起こるか分からない災害に対しまして危機感を持ちながら、職員の配備体制であったりとか、住民の皆様への周知方法であったりとか、その後の避難所の開設や避難者の対応等も含めまして、訓練や研修を通じまして、当課だけでそうした危機感を持っているのではなく、当町として職員一人一人がそうした危機感を持ちながら、日々、日常業務と合わせまして、災害が起こったときにはどういった対応を取っていくかというところももう一度しっかりと共有し、そうした災害が起こったときに速やかな対応が取れるように今後も努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（河村善一君） 11番、竹中君。

○11番（竹中秀夫君） 11番、竹中です。十分に理解しながら、職員内部ですか、体制も十分な体制を取っていただきたいと、このように思っております。

そこで2点目、住民に対し、防災意識の向上に向けた取組はどのようにしているのかについてをお聞きをいたします。

○議長（河村善一君） ぐらし安全環境課長。

○企画政策監兼ぐらし安全環境課長事務取扱（羽田順行君） 住民の防災意識向上に向けた取組としまして、自治会や老人会などの各種団体を対象に、防災出前講座を実施しています。講座では、座学による知識の習得に加え、町で備蓄している段ボールベッドの組立体験なども行っていただく体験学習も取り入れ、参加者の防災意識の向上につながるよう工夫して実施しています。

また、毎年、町内の小学校で町防災訓練を実施しており、地域住民の方々に御参加いただき、様々な防災学習や訓練を通じて防災意識の向上や啓発を図っております。

さらに、これまで学校施設については要望に応じて防災出前授業を実施してまいりましたが、防災学習の機会を統一的に設けることを目的として、今年度からは各小学校の御協力のもと、全ての4年生を対象に防災出前授業を実施する予定です。なお、従来どおり要望のあった学校や学年等に対しても出前授業を実施する予定で、現在は中学校や幼稚園での実施も予定しています。

○議長（河村善一君） 11番、竹中君。

○11番（竹中秀夫君） 11番、竹中です。再質問を行います。今ほどの答弁の中で、各種団体を対象に防災出前講座を実施しておりますという答弁でありました。自治会や老人会などの各種団体を対象に防災出前講座をしていますとの答弁でありまし

た。特定の自治会や老人会しかしていないのなら、いざ災害が起きたときにしっかりと避難することができるのか、どのような見解をお持ちなのか伺います。

○議長（河村善一君） 暮らし安全環境課長。

○企画政策監兼暮らし安全環境課長事務取扱（羽田順行君） 特定の団体というところにつきましては、基本的に区長総代会等でも、こうした出前講座等をさせていただきますというところで各区長さんのほうに案内をさせていただいておりますので、そうした中で、毎年この自治会の行事として防災出前講座を施行いただいている自治会や老人会さん、もしくは防災会等もございますが、そのほかにも新たに自治会から防災出前講座の要望等も頂いて実際に行っているというところはございます。そのことにつきまして、なかなか自治会で人を集めていただいたり、そうした講座があるということがもう少し伝わっていないという状況でございましたら、そこはしっかりとまた案内等も各区長さん通じてさせていただいて、今、皆さんがしっかりとそうした意識を持っていたかないと、偏ったそういう出前講座だけで浸透を図るところではなかなか今難しい面もあるかなというふうに考えておりますので、しっかりと皆様のほうに行き渡るような形で出前講座等もまたさせていただきたいというふうに考えておりますし、また議員の皆様の地元にもお声がけいただきまして、積極的にそうした講座の開催の依頼を頂きましたら、また当課のほうでしっかりと講座のほうを開設をしていきたいというふうに考えておりますので、また御支援、御協力のほうをよろしく願いいたします。

○議長（河村善一君） 11番、竹中君。

○11番（竹中秀夫君） 11番、竹中です。今ほどの答弁の中で、自治会等への要支援等の情報を提供しています、全体ではないかなと、こういうように思っておりますけれども、全ての自治会がしっかりと理解されているのか、お考えですか。また情報を提供したからといって、しっかりと高齢者が避難できると、町は全ての自治会に対し把握できているのかをお聞きをいたします。なぜこのようなことを質問するのかと言いますと、今晚ですね、当課の、今晚私の自治会でも危機管理についての評議委員会を開催すると。これ、たまたまこの日に私の質問が当たっておったというようなことで、この答弁を私はそのまま自治会の中で、非常に災害時のことについては私なりに質問もし答弁も頂いたと、その答弁についても中身については答弁書もありますので、このようなことを皆さん方に公表しながら、隠すもんでもありませんし、実際

に町がそのような取組をやっておるかというようなことを、自治会そのものだけやなし町全体のことでもありますので、その点についても私は、今晚のこの会に7時30分と案内がこのように来ております。その中で、しっかりとした私なりの、今度は私なりの意見やなしに答弁のほうで答えながら、担当課長もこのように申されておったというようなこともしっかりと私は申し上げていきたいと思いますので、この点、今後についても十分な徹底した取組をしていただきたいと思いますと思いますが、その点についての答弁を再度お聞きをしておきます。

○議長（河村善一君） くらし安全環境課長。

○企画政策監兼くらし安全環境課長事務取扱（羽田順行君） 今日、自治会でそのことについてお話しされるというところで、非常にありがたい機会を頂いたというふうに考えております。その中で、今、議員おっしゃっていただくように、災害が行ったときにどういった対応というところであつたりとか、また災害につきましても防災ガイドブックで住民の皆さんに周知はしておりますが、水害等で浸水想定がされてる区域があつたりとか断層の影響でやっぱり地震災害を危惧される地域であつたりとか、また土砂災害等が懸念される地域等もございます。そうしたところ、その全てが同じ条件というか、災害についてもやはり多種多様な災害が起こりますので、そうしたところを周知する意味で防災ガイドブックのほうを配布のほうはさせていただいておりますが、そうしたものを日頃からちょっと読んでいただいて、自分の住んでいる地域がどういった災害が発生するおそれがあるかとかいうところも、まずは各世帯なり一人一人がまた覚えていただくというところで、一定自分の身は自分で守れるという意識も高められるのかなというふうに考えておりますので、そうしたところもまずは確認いただくというところと、あとそのほか災害が起こった際にはどういった形で日常から非常持ち出し品であつたりとか、どこに集まったらいいとか、日頃からの備えであつたりとか、そういうところもしっかりとガイドブックのほうで掲載のほうしておりますので、そうしたものを用いてそうした研修をしていただくというのも1つの方法かなと思います。また、先ほど来、防災出前講座におきましても、もうそのほか防災ガイドブックの中で掲載していない、議員もおっしゃられた防災気象情報が変わつたりとか、また今年の台風の発生状況等につきましても、また气象台等にも確認しながら、はっきりとしたことは申し上げられませんが、予想なりそうしたところはまたお伝えもできるかなというふうにも考えておりますので、できる限りの情報のほう

をしっかりと共有させていただいた上で日頃からの備えにつなげていただきたいなというふうに考えておりますので、今後ともまた何かありましたら当課のほうから積極的なそういった支援というか、協力のほうはさせていただきたいというふうに考えておりますので、御協力のほうどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（河村善一君） 11番、竹中君。

○11番（竹中秀夫君） 11番、竹中です。再々質問になろうかと思いますが、今ほど課長が申されたように、十分な取組をしていきたいと、このようなことも申されました。私も議員だけやなし、町民全体もそのような考えを持って取り組むことが町の発展につながると、このように思っております。これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（河村善一君） 竹中議員、3の質問は、最後されませんか。この3に関する質問と答弁が返ってないので、どうぞ。

11番、竹中議員。

○11番（竹中秀夫君） すみません、もとい。3の質問、これですな。高齢者世帯や介護者に対し、安全な避難方法をしっかりと周知徹底できているのかをお聞きしたいと思います。

○議長（河村善一君） くらし安全環境課長。

○企画政策監兼くらし安全環境課長事務取扱（羽田順行君） 高齢者世帯や要介護者などの避難行動要支援者につきましては、昨年度より愛荘町避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例に基づき、自治会等へ要支援者の情報を提供しています。これにより、平時からの見守りや関係性の構築を図るとともに、災害時における円滑な支援体制の確保をお願いしているところです。

一方、昨年度に愛荘町避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例の概要を町広報誌に掲載することで、避難行動要支援者本人やその家族に対し、名簿の必要性や活用方法等について周知を図ったところです。

今後は、介護支援専門員をはじめ、避難行動要支援者と日常的に関わりのある専門職や地域の関係者や民生委員等に対し、災害時における要支援者の避難体制の確保に向けた支援や協力を推進していきたいと考えています。

○議長（河村善一君） 11番、竹中君。

○11番（竹中秀夫君） すいません、再質問を。災害時には、高齢者や介護

者が絶対取り残してはならないと思っております。今ほどの答弁の中でも先ほど申しましたように、自治会等への要支援者の情報を提供しておりますというて、自治会に加入していない自治会もあろうかと、何点かいいでしょうか、何か字かは自治会に加入していないと。くらし安全の中でも、各自治会の担当の方なんかを寄せていろんな要望等々を行っているのが私は現状ではないかなと思っております。そういった中で、自治会漏れ、漏れといいますのか、自治会に加入をされていない自治会もあろうかと思いますが、そういうところの高齢者やいろんな障害の方々の避難ができる、全ての自治会に対しての徹底ができておるのか、そこらもお聞きしておきます。

○議長（河村善一君） 福祉課長。

○福祉課長（田中孝幸君） 議員、ありがとうございます。今おっしゃっていただいていますように、誰一人取り残さないというところが特に大切なところでございます。当課のほうで今も申し上げましたとおり、愛荘町避難行動要支援者名簿のほうは自治会に配布はしておりますが、そうした中で自治会のほうと連携を取りながら、この方は自治会から抜けておられますよという情報は分かりますので、その辺は当課、福祉課のほうで名簿管理をしてる中でピックアップした中で、じゃあこの方はどういうふうな避難に対する支援ができるのかという部分は、まだ全ての部分が個別避難の部分が出来上がっておりませんで、その部分は支援体制、近隣の方がまた助けていただけるかどうかとか、そしてまた先ほども申しましたように、その方の状態の中で専門職が付いておる場合は、専門職の方にどういう状態なのかという部分をしっかり把握しながら、その人その人に合った避難の方法等をつくり上げていきたいと考えております。

○議長（河村善一君） 11番、竹中君。

○11番（竹中秀夫君） 11番、竹中です。今ほど自治会漏れもあろうかと、このような答弁で、ほんでごもっともやと思います。しかしながら、今日までこういう災害等々がある中で、自治会漏れがあったというような答弁でありましたけれども、そういうところの把握が今日まで何年となくできてなかったということですか。そこらの点はどのようにお考えですか。お聞きしておきます。

○議長（河村善一君） 福祉課長。

○福祉課長（田中孝幸君） ありがとうございます。議員おっしゃられるように、その方の部分が漏れていたということでは、こちらのほうとしましてはあれで、避難行

動要支援者名簿に登録されるといういろんな要件がございます。そうした中の方の避難への支援方法等をこれからつくり上げていくというところで、この国のほうが言われてます避難行動要支援者名簿の情報という部分は、以前から高齢者さんとか障害をお持ちの方とか、また妊婦さんとか、そういう部分での名簿を管理しながら対応して、いざ有事の際にそういう方の安否も確認できるような状態にあったというのが現状でございます。

○議長（河村善一君） 11番、竹中君。

○11番（竹中秀夫君） 11番、竹中です。これ、再々質問になろうかと思いますがけれども、これ以上答弁を求めても堂々歩きみたいな状態かなと、このように私は思っております。何はともあれ、町全体のことでありますので、漏れた漏れないよりも、町民一人一人に、恐らくや税の加算なりいろんな面で町としては御厄介になっているだろうと私は思っております。そういった中で、十分に徹底した、今後についてはしてやっていきたいと、やってもらいたいとこのように思っておりますので、その点も併せてよろしく願いをいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（河村善一君） これで、竹中秀夫君の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

○議長（河村善一君） 座席替えもありますので、暫時休憩いたします。45分再開ということで、5分間だけ休憩いたします。

休憩 午後1時40分

再開 午後1時45分

○議長（河村善一君） 休憩前に引き続き会議を始めます。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（河村善一君） 日程第2 承認第2号 令和7年度愛荘町一般会計補正予算（第12号）の専決処分につき承認を求めることについてを議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） それでは、議案書の3ページをお願いいたします。データ資料01です。承認第2号 令和7年度愛荘町一般会計補正予算（第12号）

の専決処分につき承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、次のように専決処分したから、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。それでは、データ番号04の補正予算書専決をお願いをいたします。2ページでございます。

令和7年度愛荘町一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,375万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ127億7,822万円とするものでございます。

2款、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

繰越明許費、第2条、繰越明許費の追加は、第2表 繰越明許費補正による。

続きまして、3ページをお願いをいたします。

第1表 歳入歳出予算補正、歳入の部でございます。

18款繰入金、2項基金繰入金、補正予算額が1,375万5,000円の追加。

歳入合計といたしまして、同額となっております。

続きまして、4ページをお願いをいたします。歳出の部でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、補正予算額が1,375万5,000円で、歳出合計は歳入合計と同額で1,375万5,000円の追加、補正後の金額といたしまして、127億7,822万円とするものでございます。

続きまして、5ページでございます。第2表 繰越明許費補正、10款教育費、5項社会教育費、事業名といたしまして、愛知川図書館長寿命化改修事業（給排水冷暖房設備）で、金額が1,255万1,000円の繰越しとなっております。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（河村善一君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより承認第2号を採決します。本案はこれを承認することに賛成の諸君の起立

を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河村善一君） 起立全員であります。よって、承認第2号 令和7年度愛荘町一般会計補正予算（第12号）の専決処分につき承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（河村善一君） 日程第3 承認第3号 愛荘町税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについてを議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） それでは、議案書のほうをお願いいたします。4ページでございます。議案書の4ページをお願いいたします。

承認第3号 愛荘町税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて御説明をさせていただきます。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和8年3月31日付で次のように専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

今回の条例改正につきましては、上位法である地方税法の改正に伴うもので、国の税制改正に合わせて毎年3月31日付で専決処分をお願いしているものでございます。

続きまして、議案説明資料をお願いいたします。データ資料03でございます。

まず2ページをお願いいたします。今回の改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等が令和8年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、本条例の規定について所要の改正を行うものでございます。

この条例改正の要旨は、2ページの1番から12ページの50番まで記載をしております。また、13ページ以降は新旧対照表となっております。

それでは、主な改正点について御説明申し上げます。

まず2ページ1番、2番、次の3ページ9番から7ページの25番まで、それと9ページの34番から10ページの40番、これらにつきましては軽自動車税環境性能割の廃止と軽自動車税種別割を軽自動車税に名称を変更することに関する規定の整備

でございます。環境性能割とは、令和元年に自動車取得税の廃止に伴い導入された車両の取得時に車の燃料性能や排ガス性能といった環境負担の度合いに応じて課税される税でございます。また、環境性能割の廃止によりまして、車両の種別ごとにその所有者または使用者に対して毎年課税している軽自動車税種別割の名称を軽自動車税に改めるものでございます。

これらの施行につきましては、いずれも令和8年4月1日でございます。

次に、3ページ8番につきましては、固定資産税の免税点の見直しによる規定の整備でございます。免税点とは、それぞれの課税標準額が免税点に満たない場合は固定資産税が課税されないというもので、固定資産税のうち家屋について20万円から30万円に、償却資産について150万円から180万円に引き上げるものでございます。

これらの施行日は令和9年4月1日でありまして、令和9年度以降の固定資産税について適用されるものでございます。

次に、7ページ、28番につきましては、個人町民税の住宅借入金特別税額控除に関するもので、現在の適用期限を5年延長し、令和12年までに居住を開始した場合に適用することとするための規定の整備でございます。

施行日は令和9年1月1日でございます。

最後に、11ページ、47番につきましては、特定暗号資産取引に係る課税の見直しに伴う規定の整備でございます。特定暗号資産を譲与した場合における所得について、現在の6%の税率から、他の所得を分離して3%の税率により、個人町民税を課することとするものでございます。

施行日については、金融商品取引法及び資産決済に関する法律の一部を改正する法律の施行日の属する年の翌年の1月1日でございます。

以上が、愛荘町税条例における主な改正点でございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（河村善一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありますか。

10番、瀧 すみ江君。

○10番（瀧 すみ江君） 10番、瀧 すみ江。承認第3号 愛荘町税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについてに対し、反対を表明します。

地方税法等の一部を改正する法律が令和8年3月31日に公布され4月1日から施行されたことに伴い所要の改正を行うという内容です。担当課にお聞きしたところでは、町民の暮らしに影響する内容はないとのことでしたので、それについては理解しますが、この条例改正の根本にある地方税法の一部を改正する法律の部分、またこの条例改正にも入っているわけですけど、その反対の部分を2点について申し上げます。

復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛特別所得税の創設に伴う改正による改正があります。復興特別所得税を1%引き下げてその分を防衛特別所得税とするもので、当面の国民の負担は同じですが、東日本大震災の復興財源を引き下げた分を軍事費倍増の財源に充てるという税金の使い道を大きく変えるものであり反対です。

また、特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例では、分離課税に係る所得税の税率は6%であるのに対し、暗号資産で得た利益の場合の所得割は3%になるという内容ですが、暗号資産は価値の裏づけのない極めて危険な決済手段であり、むしろ規制を強化すべきもので、金融市場の要望で暗号資産を投資の対象とする制度改正は、消費者被害を拡大させる懸念があり反対します。

以上を申し上げ、討論といたします。

○議長（河村善一君） 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） ほかに討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） これで討論を終わります。

これより承認第3号を採決します。本案はこれを承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河村善一君） 起立多数です。よって、承認第3号 愛荘町税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第４号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（河村善一君） 日程第４ 承認第４号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについてを議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） 続きまして、議案書のほうをお願いいたします。１３ページでございます。承認第４号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて御説明をさせていただきます。

地方自治法第１７９条第１項の規定により、令和８年３月３１日付で次のように専決処分いたしましたので、同条第３項の規定によりこれを報告し承認を求めるものでございます。

次に、議案説明資料をお願いをいたします。５３ページをお願いをいたします。議案説明資料の５３ページでございます。５３ページから５５ページは改正理由及び改正の要旨、５６ページ以降は新旧対照表となっております。

まず今回の改正理由につきましては、地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和８年３月３１日に公布され、同年４月１日から施行されたことに伴い、国民健康保険税の基礎課税額の課税限度額並びに５割軽減及び２割軽減の対象世帯に係る所得判定基準が改正されたこと、また令和８年度より創設された子ども・子育て支援納付金課税額に係る課税限度額及び軽減に関する事項が新設されたことから、本条例の規定について所要の改正を行うものでございます。

続きまして、改正の要旨でございます。

第２条課税額におきまして、国民健康保険税の基礎課税額の課税限度額について現行６６万円から６７万円に１万円の引上げ、また３月議会にて既に御議決いただいております子ども・子育て支援納付金課税額における課税の限度額を３万円とするものでございます。

次に、第２１条国民健康保険税の減額におきましては、国民健康保険税の軽減措置について、５割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者数の数に乘すべき金額を現行３０万５,０００円から３１万円に、２割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者数の数に乘すべき金額を現行の５６万円から５７万円に引き上げ、また子ども・子育て支援納付金分の軽減額及び１８歳未満被保

険者における均等割の減額を規定するものでございます。

本改正の施行日は、いずれも令和8年4月1日でございます。

説明は以上となります。よろしくお願いをいたします。

○議長（河村善一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 討論なしと認めます。

これより承認第4号を採決します。本案はこれを承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河村善一君） 起立全員であります。よって、承認第4号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（河村善一君） 日程第5 議案第25号 令和8年度愛荘町一般会計補正予算（第2号）を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） それでは、補正予算書のほうをお願いをいたします。データ資料06でございます。2ページをお願いをいたします。

議案第25号 令和8年度愛荘町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,135万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ120億423万3,000円とするものでございます。

2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表 歳入歳出予算補正による。

債務負担行為の補正、第 2 条、債務負担行為の追加は、第 2 表 債務負担行為補正による。

地方債の補正、第 3 条、地方債の追加は、第 3 表 地方債補正による。

上記の議案を提出するものでございます。

それでは、次に 3 ページをお願いをいたします。

第 1 表 歳入歳出予算補正、まず歳入の部でございます。

1 4 款国庫支出金、2 項国庫補助金、補正予算額が 1, 1 1 3 万 4, 0 0 0 円の追加。

1 5 款県支出金、2 項県補助金 4 4 7 万円の追加。

1 8 款繰入金、2 項基金繰入金 4, 9 2 5 万 5, 0 0 0 円の追加。

2 1 款町債、1 項町債 1, 6 5 0 万円の追加、歳入合計 8, 1 3 5 万 9, 0 0 0 円の追加となっております。

次、4 ページをお願いをいたします。歳出の部でございます。

2 款総務費、1 項総務管理費、補正予算額が 3, 9 6 6 万 3, 0 0 0 円の追加。

3 款民生費、1 項社会福祉費 1, 3 9 6 万 5, 0 0 0 円の追加。2 項児童福祉費 2 1 4 万 2, 0 0 0 円の追加。

4 款衛生費、1 項保健衛生費 4 4 1 万 8, 0 0 0 円の追加。

6 款農林水産業費、1 項農業費 2 0 7 万円の追加。

8 款土木費、1 項土木管理費 1 9 3 万円の追加。2 項道路橋梁費 6 4 8 万 9, 0 0 0 円の追加。4 項都市計画費 6 5 0 万円の追加。

9 款消防費、1 項消防費 1 6 2 万円の追加。

1 0 款教育費、1 項教育総務費 1 7 2 万 1, 0 0 0 円の追加。3 項中学校費 5 0 万円の追加。5 項社会教育費 3 4 万 1, 0 0 0 円の追加。

歳出歳入と同額で 8, 1 3 5 万 9, 0 0 0 円の追加で、補正後の予算額が 1 2 0 億 4 2 3 万 3, 0 0 0 円となっております。

続きまして、5 ページをお願いをいたします。

第 2 表 債務負担行為補正で、1、追加、2 点ございます。まず事項、町総合計画策定事業で、期間が令和 8 年度から令和 9 年度まで、限度額が 8 9 5 万円。もう 1 つは財務書類作成支援事業で、令和 8 年度から令和 1 0 年度まで、5 7 2 万円となっ

てございます。

続きまして、6ページをお願いいたします。

第3表 地方債の補正、追加ということで、まず起債の目的、2つございます。公共施設等適正管理推進事業債（総務）で1,540万の限度額、その下、脱炭素化推進事業債（消防）となつてございます110万円の限度額、合計1,650万円の限度額ということで、あとの起債の方法、利率、償還の方法については変更ございません。

あと、15ページから17ページまでは給与費明細書となつてございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（河村善一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

10番、瀧 すみ江君。

○10番（瀧 すみ江君） 10番、瀧です。議案書の補正予算のほう、第2号の補正予算書の11ページですが、総務費の一般管理費の委託料、愛の郷複合施設実施設計業務委託料について質疑をしたいと思います。

5月25日に議員と執行部が愛の郷に行き現地確認をしましたが、その後日、私が聞き取り調査を行いました。愛の郷と公民館、町民センターを合わせて年間延べ2万人以上が利用し、30を超えるサークルや団体が定期的に使用していることが分かりました。複合化で本当にこのような利用者を賄い切れるのか、利用者が不便を感じるのではないかと私は思いました。このようなことについて今までに検証されてきたのか、されてきたならどのように検証、検討されてきたのかについて答弁を求めます。

そしてもう1点は、効率化効率化ということで言うておられますけど、それだけでは使いやすい施設にはならないと思います。本当に町民が使いやすい施設にしようとするなら、昨年度の当初予算で概略設計費用が認められてから1年の期間がありました。そのときに町民に意見を聞くべきだったと思いますが、私が全協でこのことについて出されているときに再三聞いたわけですけど、それでは行ったという答弁もありませんでしたし、この団体については聞き取り調査を行ったということを私もお聞きしておりますけれども、この30を超えるサークル、愛の郷と公民館のほうのこのサークルや団体、このような、午前中も質問でありましたけれど、このような方々に説明を行い意見を聞いてきたのかといったらされていないと思いますけれども、なぜ概略設計の段階でそれをされなかったのかということについて答弁を求めます。

○議長（河村善一君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長兼行革・D X推進室長（久保川瑞穂君） 今ほど質問いただきました

中で、まず愛知川公民館等を活用されておられる30ほどあるサークルの方、利用者で延べではありますが、年間約2万人ということでの御利用があるということで、今回、愛の郷の複合施設化の実施設設計で予算を上げさせていただいております。その部分での御質問を頂きました。まず、今回、愛の郷の複合施設化ということで、これまでに議員のほうにも御説明をさせていただいたかなというふうに思うんですが、今回、愛の郷福祉センターをそのまま福祉センターとしての長寿命化の改修工事をするわけではございません。町内多くの公共施設をいかに最適に配置をするかというその取組の中で、庁舎等を含めます9つの施設の中の考え方のもと集約をしていっております。まずは福祉センターではなく、そこを交流団体活動、地域福祉を支える複合施設ということで改修をしていくということになってきます。ただし、もともとの福祉センターの中でも地域福祉ということで、身近な相談の窓口でもあります、活動もされておられるということで、そういった部分については今後の複合施設化の中でも残していきたいというようなことでの取組をさせていただいてます。その中で、やはり交流団体活動というところでございますが、今ほどの延べ年間2万人ほどの方が全部が入るとするのはなかなか難しいと思います。愛荘町内にはハーティセンターをはじめ、近くにはゆめまちテラスとかいったような形で、各いろんなサークルをされておられる方が御利用いただける施設がほかにもございます。全てを福祉センター愛の郷の改修後の複合施設化に入っていただくということではなしに、町内のあらゆる施設を有効に活用していただいて、今現在でも利用率としては非常に低い利用率の部屋も、施設もございますので、そういったところを御利用いただきながら、今回の集約のほうに進めさせていただいたというところでございます。

○議長（河村善一君） 総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） ありがとうございます。それでは2点目のサークル、概略設計のときから意見を聞いてはどうやったのかなという話です。おっしゃるとおりでもございますけれども、今回、概略設計ということでさせていただきましたけれども、これにつきましては、実際の今の愛の郷の部分がどの程度改修が可能かと、耐震壁とか、いろんな部屋の間取りとか、そういった部分がどこまで取れるのかとか、あと外壁とか屋根の部分、そういった部分の耐用年数、どこまで更新していく必要があるのかとか、そういった部分も含めて、そういったところも中心に概略設計をさせ

ていただいている中で、まずはやはりその実際に公民館、町民ホールから移っていただく各種団体、社協も初めてですけれども、そういったところの部分をもっとしっかりと協議、お話を聞かさせていただいて概略設計を終えさせていただいたというところで、もちろん今おっしゃいます、実際サークルでいろんな方使っていただいていますので、そういった部分では、今度の詳細設計の部分でしっかりと意見を聴取していく必要があるのかなというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（河村善一君） 10番、瀧 すみ江君。

○10番（瀧 すみ江君） 詳細設計の部分でしっかりと意見と言われますけれども、詳細設計でどれだけこの修正が効くのかというのは疑問ですし、そしてやはり町民の意見を昨年の1年間あったのに、聞いてどういう施設が使いやすいかということを考えて協議して検討してから詳細設計に進むのが本筋ではないかと思いますが、それについてどうなのでしょう。答弁をお願いします。

そして、今、愛の郷では、御存じですけど、週1回のつながり場所事業、また週3回の子育て広場が行われているんです。そして、公民館や町民センターでは国際交流協会が、午前中の一般質問の答弁なんかでも聞いてますと事務所は確保するという話はしたとか言ってますけど、国際交流協会なんかやっぱり週5日ぐらいは日本語教室で使ってるんです、部屋をね。だから、そういう活動もあるし、そして昨日でも不登校の子どもさんの居場所づくりのこと、質問がありました。それで、そういう方々も本当に活動がどうなるのかということを疑問に思います。本当に今申し上げたような活動、どれも極めて大切な活動、そして昨日も言葉として出ておりましたけど、安定的な持続可能な取組、どの活動も必要です。そういうことで、愛の郷の複合化でこの活動、保障していくことができるのかどうか、とても私は疑問に思います。

そして、午前中の一般質問の小菅議員のこのことを取り上げておられましたけれども、これから決めるというのがかなり多かったです。これ、これから決めるということは、先にやっぱりどうしても根底にある大事な部分は決めておかないと、実施設計のときに細かいところを決めるといっても、やっぱり根本的な部分はいくらでも変えられるのかなと思うので、それを先に決めてから実施設計に、それは結局、町民の声を聞いて、昨日も町長もほかの答弁ですけどそう言うておられましたし、やはりそれが一番大事だと思いますので、町民の声を聞いて、やっぱりサークルを使用している方だけでも

説明をして意見を聞いて、そして何が大事かいうことを先に決めてから実施設計に行かないと、とてもそのまま進むのは拙速なやり方やと思います。

そういうことで、今、質問としては、つまり実施設計でどの程度の変更、根本的な変更ってできるのかできないのか、そして先ほどの4つ活動を申し上げました。つながり居場所事業やら子育て広場、そして日本語教室、不登校の子どもさんの居場所づくりなど、その活動、複合化で保障できるのかどうかということについて答弁をお願いします。

○議長（河村善一君） 総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） ありがとうございます。サークルの御意見のほうから、私のほうからお答えさせていただきます。詳細設計の段階でサークルの皆さんに御意見聞かさせていただいて、反映させていただくことにつきましてはおおむね問題ないのかなというふうに思っております。ただ、御理解いただいていると思うんですけども、予算も限られている中で非常に財源も厳しいという部分もございますけれども、いろんなサークルの団体に今御意見等伺いますと、様々な意見が出てくるというふうに思っております。それ全てを反映するといいますか、意見を聞かせていただいてそれを反映するということにつきましては難しい部分もございますので、その部分につきましてはしっかりと優先順位を付けまして、また議員の皆さんとも相談しながら検討していきたいなというふうに思っております。

○議長（河村善一君） 福祉政策監。

○福祉政策監兼健康推進課長事務取扱（木村美紀君） 今ほど、わんぱくひろばであったりとか、つながり居場所事業のこと等を御質問いただいているかと思います。この事業につきましては、社会福祉協議会、社協様とも一緒にさせていただいている事業でございます。そのため、持続可能に継続できるかということも丁寧に、今、議論のほうも進めさせていただいています。具体的にお話しさせていただきますと、今後また具体の設計になりますけれども、子どもたちが遊べるスペースとして、土足ではなく裸足というか、土足じゃないスペースを確保していただいて、子どもたちもそこで遊べるスペース等々も、多目的ホールやったかな、というような形で確保していただいたりとか、そういった今現在分かっているところにつきましては共に協議しながら検討しているところでございますし、実際そこに関わっていただいております社会福祉協議会の方々の意見も加えながら、設計については検討しているところでござい

ます。

○議長（河村善一君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長兼行革・DX推進室長（久保川瑞穂君） 私のほうからもすいません。

これまでの概略設計を進めていく中で、先ほどもちょっと申し上げましたけども、町内各施設御利用していただけるというところがございます。概略設計をするに当たって、例えば先ほど議員おっしゃっていただきました国際交流さんとかですと、意見交換で週、月曜日から金曜日までですかね、子どもさんが学校を終えられてから集まってこられるというようなところ辺のお話も聞かさせていただきなごらのスペースの確保であったり、またそれ以外のつながり教室とかわんぱくとかいったような教室をされておられるというその実情の中で、他の公共施設も踏まえながら、サークルによっては十数名おられるところから5名、6名ぐらいの小規模なサークル活動もある中で、どういったところでの代替での施設といたしますか、現在ある公共施設の中で他の施設の部屋を使っていただくことで稼働ができるかどうかということでのシミュレーションとかも打たせていただいた中で概略設計に踏み込ませていただいているというところがございますので、今回、実施設計の中でそういったところを概略設計をベースに、また修正等かけていけるところはかけていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（河村善一君） 10番、瀧 すみ江君。

○10番（瀧 すみ江君） その日本語教室は私もボランティアも行ってますけれども、今のところ公民館だから月曜日は休みなんでやってないんです。土日もやってます、大人の日本語教室を。それですから、それだけの頻度があるんで、その部屋の確保、複合化でそれだけの部屋の確保を保障してもらわないといけないというのがあります。それで、先ほども福祉政策監も答弁いただきましたけれども、やっぱりわんぱくひろばですね、子育て広場と言いましたけど、それでも週3回と言っておられますし、そういうところで、ですからその活動というのは本当にどれも大事な活動ばかりなので、やっぱり続けていかないと、本当に愛荘町がつまりこうしていきたいと言って、いつもいろいろといきいきとかいろいろな明るい、そう言うっておられますけど、そういうことにつながる活動を保障できないというのは困ると思うんです。ですから、そういうことを十分に検討してもらわないといけないですけど、何もそういう町民の声を聞いて、町民の皆さんがその話を聞いて納得の上でというか、そのように進めら

れるんだったらまだいいですけど、情報も提供されてないし、そういう中で活動もどうなるか分からないという中で、それでどんどん進めるとやっぱり拙速だと思うんですけどね。私はそう思いますけれども、つまりもうもちろん財源のこともありますから、だからどんどん要求を聞いてたら財源が足りないと言われるんですけども、それだったらそれが町民の声も聞いてもっともっと検討して賄えるように、もうちょっとそういう期間も置いてもいいんじゃないかなと思うんです。それで、そういうことを提案したいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（河村善一君） 総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） いろいろとありがとうございます。この集約につきましては、御承知のように庁舎を含めて9施設の集約を進めている中の一環ということで、この分につきましてはちょっと過去になりますけれども、しっかりと周知のほうをさせていただきながら進めさせていただいているというふうに思っております。今回も概略設計が終わったと、これから詳細設計ということに入っていきますので、おっしゃいますように、しっかりと皆さんの御意見を聞きながら進めていくという部分が大事なかなというふうに思っております。どうしても集約となりますと、一定住民さんにも制限がかかる部分もございます。今回、公民館、町民センターのほうを愛の郷のほうにという部分もございますけれども、愛の郷だけではなく、そこでもおおむね賄えるんですけども、ゆめまちテラス、またはハーティセンターがございますので、例えば大きな市ですと、1つの移動でホールとか行くのに20分、30分はざらということもございますし、今の愛の郷からハーティセンターまでは10分から15分で行けるという部分もございますので、しっかりとハーティセンターのサークル室、中ホール、大ホールも含めてですけれども、愛荘町のホールと、施設として考えていただくということが大事なかなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（河村善一君） ほかに質疑はありませんか。

5番、小菅久宣君。

○5番（小菅久宣君） 5番、小菅です。関連した中でしゃべらせていただきます。今、庁舎統廃合の中での愛の郷複合化という話で動いております。せないかんことだと思います。けど、その中で4本の柱がしっかりと立たされた中で、今日の一般質問の中でもありましたけど、何も決まってないところ辺がいっぱいあります。これから決

めていきますというところもあります。各種団体の意見等もまだ聞けてないところもあります。これ、しっかりどっかで全協等々でそういう場を持ってもらって、決まっていなかったところをしっかりと説明していただけるというようなところ、最後の防災に関するところ辺も全然決まっていなかったところもありますし、各種団体との事務所だけの話で終わってるところもありますし、そういう部分についても説明責任をしっかりと全協等々で話していただけるようお願いいたしますので、御意見等をお願いいたします。お問い合わせします。

○議長（河村善一君） 総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） 小菅議員、ありがとうございます。おっしゃるとおりでございます。しっかりと受け止めさせていただきまして、全協等でしっかりと説明責任を果たしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（河村善一君） 5番、小菅君。

○5番（小菅久宣君） 5番、小菅です。説明責任が足りないという中でこの実施設計に入るんですけど、しっかりと説明責任を取りながら進めていってほしいと思いますので、今後ともよろしくお願いします。

○議長（河村善一君） ほかにありませんか。

9番、村田君。

○9番（村田 定君） 9番、村田です。13ページの消防費について、30万円の件でお聞きします。これにつきましては、消防団員の運転免許の取得費補助金ということで15万を2名見てるんですが、現在、道路交通法の改正によって、準中型免許取得じゃないと消防車が乗れないというようなことだと思うんです。人員は現在、町の職員の団員16名のうち7名がポンプ車の運用が不可だから、そのうち準中型免許取得費補助が15万円掛ける2名分を見てるんですけども、この2名で足りるのか。16名中7名ということは9名は持っておられるわけですから、あと2名足せばそれで運用できるのか、7名全員が取らなければいけないのか、この2名に限定されてるというのはどういうところかお聞きしたいと思います。

○議長（河村善一君） 暮らし安全環境課長。

○企画政策監兼暮らし安全環境課長事務取扱（羽田順行君） 消防団員運転免許取得費補助金でございますが、予算額が30万円ということで、16名中7名がポンプ車の運転が不可ということで、今年度は15万円掛ける2名分の30万円というところ

で一定予算計上のほうをしております。全協でもちょっとお話をさせていただきましたが、この2名で全てポンプ車を運転するのに支障がないかというところ、そうではございません。この補助金に関しましては、一応継続いう形で次年度以降も考えてはおります。その中で、今後3年ぐらいの間に一定のそうした取得を見込んで、消防団員のほうが火災等の出役の際に支障のないような形で出動いただけるというところを目指しておりますので、今年度は30万円というところで一定補正予算等を見させていただいておりますが、いきなりその3年ということを考えておりますと、6名の将来的には取得を目指しておりますので、そうしたところをいきなり全ての方に取得というところではなく、3年間で2名ずつという形で準化図りながら取得のほうを目指していくという形で計上しておりますので、御理解のほうをよろしく願いいたします。

○議長（河村善一君） 9番、村田君。

○9番（村田 定君） そうしますと、9名の方は今までに取得されてるということですか。それと、6月7日の日曜日に自治会の自警団を消防署に集められて、やはりこの町の消防団も非常に人員が不足しとるから自治会からも送り込んでほしいというふうなお話があったようでございますけれども、この場合もやはりこういった取得についても一定のこのくくりを入れておかないと駄目やと思うんですけど、そしてまた自治会の自警団の車両を持ってる者については、軽の自動車やから、これはこの準中型免許を取ってなくてもいいわけですか。お尋ねします。

○議長（河村善一君） くらし安全環境課長。

○企画政策監兼くらし安全環境課長事務取扱（羽田順行君） お答えします。今回の準中型という免許の取得に関しては、免許の改正がございましたので、当消防団のほうで所有するポンプ車を乗るのに準中型の免許が要するということで、一定今回2名分を補正でお願いしているものでありまして、自警団が所有されておられます車両につきましては普通自動車というところ、普通免許で運転のほうはできますので、そこは支障がないのかなというふうに考えております。また、先般、自警団の皆様、自治会の皆様に対しましても、消防団の在り方というところで御説明のほうをさせていただいておりますが、それにつきましてもまた後日、総務産業建設常任委員会でも、こういった意見があったかというところのお話の共有のほうはさせていただこうというふうに考えておりますが、時代に即した形で消防団の役割というか、その与えられた任務等もやっぱり変わってはきているというふうに考えておりますので、よりそうし

たところで皆様にそういう役割を担っていただきやすいような提案というか、そういう枠組みに変えていけたらというところで、一定、今、御理解を求めているというところでございますので、またどういった方向になるかというのは、また後日それなりの方向性を示せる状況が整いましたら、お話のほうをまたしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（河村善一君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありませんか。

10番、瀧 すみ江君。

○10番（瀧 すみ江君） 10番、瀧 すみ江。議案第25号 令和8年度愛荘町一般会計補正予算（第2号）に対し、反対を表明します。

町民の利益につながる内容には理解しますが、愛の郷複合化施設実施設計業務委託料について反対します。

5月25日、議員と執行部が愛の郷に行き現地確認をした後日、私は聞き取り調査を行いました。愛の郷と公民館、町民センター合わせて年間延べ2万人以上が利用し、30を超えるサークルや団体が定期的に使用しています。本当に町民が使いやすい施設にしようとするなら、昨年度の当初予算で概略設計費用が認められてから1年間の期間に町民に意見を聞くべきだったのに、サークルで定期的に施設を使用している人々にも何の説明や意見聴取も行っていない。行政の示すコンセプトは住民不在であり、このまま拙速に進めることは使いやすい施設になるとは思い難く、町民の施設としては不十分になると考えます。併せて、災害時には避難所として大きなスペースが必要です。このことから、公民館と町民センターは残せないか十分に検討されることを申し上げて反対討論といたします。

○議長（河村善一君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） これで討論を終わります。

これより議案第25号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸

君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河村善一君） 起立多数です。よって、議案第25号 令和8年度愛荘町一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（河村善一君） 本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

お諮りします。議事の都合により、6月11日から6月18日まで休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 異議なしと認めます。よって、6月11日から6月18日まで休会することに決定しました。

6月19日午前9時30分から本会議です。この後、議員のみの全員協議会を15時から第4会議室で開催します。

御苦労さまでございました。ありがとうございます。

散会 午後2時43分